

パブリックコメント資料

- ・ 東大阪市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（仮称・案）
- ・ 東大阪市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（仮称・案）
- ・ 東大阪市特定教育・保育施設及び地域型事業の運営に関する基準を定める条例（仮称・案）
- ・ 東大阪市保育の実施に関する条例の一部改正に関する方針・考え方

東大阪市子どもすこやか部

子ども・子育て新制度準備課

案件名

- ・東大阪市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（仮称・案）
- ・東大阪市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（仮称・案）
- ・東大阪市特定教育・保育施設及び地域型事業の運営に関する基準を定める条例（仮称・案）
- ・東大阪市保育の実施に関する条例の一部改正に関する方針・考え方

担当

子どもすこやか部子ども・子育て新制度準備課

意見募集期間

2014年4月15日～2014年5月15日まで

案件の概要

平成24年8月22日、子育てをめぐる課題を解決し全ての子どものすこやかな成長のための取り組みを実施することを目的に子ども・子育て関連3法が成立しました。同法により「学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の施設」としての新たな幼保連携型認定こども園が創設され、また小規模保育（利用定員6人以上19人以下）、家庭的保育（利用定員5人以下）、居宅訪問型保育、事業所内保育の4類型が市町村による認可事業（地域型保育事業）として児童福祉法上に位置づけられました。更に、同法により子ども・子育て支援給付が新たに創設され給付を受ける施設に対する確認制度が設定されることとなりました。また、児童福祉法の改正により保育の実施に際し保育を必要とする要件として定められることとなりました。中核市においては上記子ども・子育て支援法の改正を受けて、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例、東大阪市特定教育・保育施設及び地域型事業の運営に関する基準を定める条例の方針・考え方、東大阪市保育の実施に関する条例の一部改正に関する方針・考え方、について条例で定めることとなりました。施行日は子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成24年法律第67号）の施行の日を予定しております。

※なお、本条例案（仮称・案）につきましては内閣府政省令（仮称・案）に基づき作成しておりますので今後変更が有りうる事を申し添えます。

※既存の幼稚園又は保育所から幼保連携型認定こども園に移行する場合における園舎・保育室等・園庭の面積、保育室等を2階以上に設ける場合の退避設備等の要件及び代替地の活用（園庭設置）に関して移行特例措置を設けます。

条例の制定にあたり、東大阪市での検討項目について、ご意見をお聞かせください。

案件の趣旨、目的及び背景

東大阪市の考え方

昨今の子育てをめぐる環境はきびしいものがあり、東大阪市においても待機児童の増加や家庭や地域での子育て力の低下、在宅で子育てされている方への支援など様々な課題があります。これらの課題を解決するために子ども・子育て支援法が成立し、①幼稚園と保育所の良さをあわせ持つ認定こども園の普及、②一時預かり、親子広場など地域のニーズに合わせた子育て支援を充実させ、在宅で子育てされている方への支援の強化、③待機児童解消に向けて保育の受け皿を拡充するとともに、少人数の預かりを行う小規模保育事業の実施、を中心に課題の解決をすすめ安心して子どもを産み育てやすいまちづくりを進めて参りたいと考えております

(参考)

- ・東大阪市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（仮称・案）
- ・東大阪市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（仮称・案）
- ・東大阪市特定教育・保育施設及び地域型事業の運営に関する基準を定める条例（仮称・案）
- ・東大阪市保育の実施に関する条例の一部改正に関する方針・考え方

上記基準では、これまでの国の基準を「従うべき基準」と「参酌すべき基準」に区分しています。

「従うべき基準」・・・条例の内容を直接的に拘束する必ず適合しなければならない基準

「参酌すべき基準」・・・地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容されるもの

案件に関する資料

別添

- ・東大阪市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（仮称・案）
- ・東大阪市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（仮称・案）

- ・東大阪市特定教育・保育施設及び地域型事業の運営に関する基準を定める条例（仮称・案）
- ・東大阪市保育の実施に関する条例の一部改正に関する方針・考え方

対象

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内に存する事務所または事業所に勤務する者
- (3) 市内に存する学校に在学する者
- (4) 市内に事務所または事業所を有する個人及び法人その他団体
- (5) 前記に掲げるほか、パブリックコメント手続に係る事案に利害関係を有するもの

意見の提出方法

個人として意見を提出される場合：案件名、氏名、住所及び連絡先を記入して、次のいずれかの方法で意見を提出してください。

団体として意見を提出される場合：案件名、団体の名称、所在地、代表者の氏名及び連絡先を記入して、次のいずれかの方法で意見を提出してください。

直接持ち込む場合

市役所本庁舎 7階 子どもすこやか部子ども・子育て新制度準備課

郵送する場合

〒577-8521 東大阪市荒本北一丁目1番1号

東大阪市子どもすこやか部子ども・子育て新制度準備課 「条例意見」

電子メール等の場合

子ども・子育て新制度準備課ホームページの「お問合せフォーム」をクリックし、必ずメールの件名に「条例意見」と記載してください。

ファクシミリの場合

06-4309-3817

意見書式

別添「意見提出用紙」をご利用ください。

東大阪市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（仮称・案）の方針・考え方

（総則）

項目	幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（国の基準）	東大阪市の方針・考え方	分類
最低基準の目的	第A2条 法第十三条の規定により都道府県が条例を定める基準（以下「最低基準」という。）は、法第二条第七項の目的を達成するために必要な環境が確保されていることを保障するものとする。	国の基準と本市の実情を検討した結果、適当であると判断したため、国の基準を用いて、東大阪市の基準とすることとした。	—
最低基準の向上	第A3条 都道府県知事（指定都市等の区域内に所在する幼保連携型認定こども園（都道府県が設置するものを除く。）については、当該指定都市等の長。）は、その管理に属する法第二十五条に規定する幼保連携型認定こども園に関する審議会その他の合議制の機関の意見を聴き、その監督に属する幼保連携型認定こども園に対し、最低基準を超えて、その学級の編制、職員、設備及び運営の水準を向上させるように勧告することができる。	国の基準と本市の実情を検討した結果、適当であると判断したため、国の基準を用いて、東大阪市の基準とすることとした。	—
	第A3条第2項 都道府県は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。		—
最低基準と幼保連携型認定こども園	第A4条 幼保連携型認定こども園の設置者は、最低基準を超えて、常に、その学級の編制、職員、設備及び運営の水準を向上させなければならない。	国の基準と本市の実情を検討した結果、適当であると判断したため、国の基準を用いて、東大阪市の基準とすることとした。	—
	第A4条第2項 最低基準を超えて、学級を編制し、職員を配置し、設備を有し、又は運営をしている幼保連携型認定こども園においては、最低基準を理由として、それらの水準を低下させてはならない。		—

（学級の編制及び職員に関する基準）

学級の編制の基準	第B1条 満三歳以上の園児（法第十四条第六項に規定する園児をいう。以下同じ。）については、教育課程に基づく教育を行うため、学級を編制するものとする。	国の基準と本市の実情を検討した結果、一学級の園児数については下記のとおりとし、それ以外の項目については国の基準を用いて、東大阪市の基準とすることとした。	従うべき基準
	第B1条第2項 一学級の園児数は、三十五人以下を原則とする。		従うべき基準

項目	幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（国の基準）	東大阪市の方針・考え方	分類
学級の編制の基準	第B1条第3項 学級は、学年の初めの日の前日において同じ年齢にある園児で編制することを原則とする。	三歳児・・・二十五人以下 四、五歳児・・・三十五人以下	従うべき基準
職員	第B2条 幼保連携型認定こども園には、園長のほか、各学級ごとに担当する専任の主幹保育教諭、指導保育教諭又は保育教諭（次項において「保育教諭等」という。）及び調理員を一人以上置かなければならない。ただし、第D3条の規定により、調理業務の全部を委託するときは、この限りでない。	国の基準と本市の実情を検討した結果、適当であると判断したため、国の基準を用いて、東大阪市の基準とすることとした。	従うべき基準
	第B2条第2項 特別の事情があるときは、保育教諭等は、専任の副園長若しくは教頭が兼ね、又は当該幼保連携型認定こども園の学級数の三分の一の範囲内で、専任の助保育教諭若しくは講師をもって代えることができる。		従うべき基準
	第B2条第3項 幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育（満三歳未満の園児については、その保育。以下同じ。）に直接従事する職員の数は、別表に定める員数以上とする。ただし、当該職員の数は、常時二人を下回ってはならない。		従うべき基準
	第B2条第4項 幼保連携型認定こども園に置く職員の一部は、必要に応じ他の学校又は社会福祉施設の職員と兼ねることができる。ただし、園児の教育及び保育に直接従事する職員については、当該教育及び保育を行う上で支障がないと認められる場合に限る。		下線部分は従うべき基準、その他は参酌すべき基準
	第B2条第5項 幼保連携型認定こども園には、次に掲げる職員を置くよう努めなければならない。 一 副園長又は教頭 二 主幹養護教諭、養護教諭又は養護助教諭 三 事務職員		参酌すべき基準
(設備に関する基準)			
設備の一般的要	第C1条 幼保連携型認定こども園の位置は、その運営上適切で、園児の通園の際安全な環境にこれを定めなければならない。	国の基準と本市の実情を検討した結果、適当であると判断したため、国の	従うべき基準

項目	幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（国の基準）	東大阪市の方針・考え方	分類						
件	第C1条第2項 幼保連携型認定こども園の設備は、指導上、保健衛生上、安全上及び管理上適切なものでなければならない。	基準を用いて、東大阪市の基準とすることとした。	従うべき基準						
園舎及び園庭	第C2条 幼保連携型認定こども園には、次項及び第三項の定めるところにより、園舎及び園庭を備えなければならない。	国の基準と本市の実情を検討した結果、適当であると判断したため、国の基準を用いて、東大阪市の基準とすることとした。	従うべき基準						
園舎及び園庭	第C2条第2項 園舎の面積は、次に掲げる面積を合計した面積以上とする。 一 次の表の上欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の下欄に定める面積 <table border="1" data-bbox="407 590 1254 758"> <thead> <tr> <th>学級数</th> <th>面積（平方メートル）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一学級</td> <td>180</td> </tr> <tr> <td>二学級以上</td> <td>320 + 100 × (学級数 - 2)</td> </tr> </tbody> </table> 二 満三歳未満の園児数に応じ、その保育の用に供する保育室、遊戯室、ほふく室又は乳児室の面積として第C3条第六項の規定により計算した面積	学級数	面積（平方メートル）	一学級	180	二学級以上	320 + 100 × (学級数 - 2)	国の基準と本市の実情を検討した結果、適当であると判断したため、国の基準を用いて、東大阪市の基準とすることとした。	従うべき基準
	学級数	面積（平方メートル）							
一学級	180								
二学級以上	320 + 100 × (学級数 - 2)								
第C2条第3項 園庭の面積は、次に掲げる面積を合計した面積以上とする。 一 次に掲げる面積のうちいずれか大きい面積 イ 次の表の上欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の下欄に定める面積 <table border="1" data-bbox="414 1077 1261 1244"> <thead> <tr> <th>学級数</th> <th>面積（平方メートル）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>二学級</td> <td>330 + 30 × (学級数 - 1)</td> </tr> <tr> <td>二学級以上</td> <td>400 + 80 × (学級数 - 3)</td> </tr> </tbody> </table> ロ 三・三平方メートルに満三歳以上の園児数を乗じて得た面積 ニ 三・三平方メートルに満二歳以上満三歳未満の園児数を乗じて得た面積	学級数	面積（平方メートル）	二学級	330 + 30 × (学級数 - 1)	二学級以上	400 + 80 × (学級数 - 3)	従うべき基準		
学級数	面積（平方メートル）								
二学級	330 + 30 × (学級数 - 1)								
二学級以上	400 + 80 × (学級数 - 3)								

項目	幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（国の基準）	東大阪市の方針・考え方	分類
	第C2条第4項 園舎及び園庭は、同一の敷地内又は隣接する位置に設けることを原則とする。		従うべき基準
園舎に備えるべき設備	第C3条 園舎には、次に掲げる設備（第四号に掲げる設備については、満二歳未満の保育を必要とする子どもを入園させる場合に限る。）を備えなければならない。ただし、特別の事情があるときは、保育室と遊戯室及び職員室と保健室とは、それぞれ兼用することができる。 一 職員室 二 保育室 三 遊戯室 四 ほふく室又は乳児室 五 保健室 六 調理室 七 便所 八 飲料水用設備、手洗用設備及び足洗用設備	国の基準と本市の実情を検討した結果、適当であると判断したため、国の基準を用いて、東大阪市の基準とすることとした。	従うべき基準
	第C3条第2項 保育室（満三歳以上の園児に係るものに限る。）の数は、学級数を下つてはならない。	国の基準と本市の実情を検討した結果、適当であると判断したため、国の基準を用いて、東大阪市の基準とすることとした。	従うべき基準
	第C3条第3項 満三歳以上の園児に対する食事の提供について、第D3条に規定する方法により行う幼保連携型認定こども園は、第一項第六号の規定にかかわらず、調理室を設置しないことができる。この場合において、当該幼保連携型認定こども園は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該幼保連携型認定こども園において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。	国の基準と本市の実情を検討した結果、適当であると判断したため、国の基準を用いて、東大阪市の基準とすることとした。	従うべき基準
	第C3条第4項 園児に対する食事の提供について、通常食事の提供をするべき園児数が二十人に満たない場合においては、当該食事の提供を行う幼保連携型認定こども園は、当該食事の提供をするべき園児数に応じて行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。	国の基準と本市の実情を検討した結果、適当であると判断したため、国の基準を用いて、東大阪市の基準とすることとした。	従うべき基準

項目	幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（国の基準）	東大阪市の方針・考え方	分類
	第C3条第5項 飲料水用設備は、手洗用設備又は足洗用設備と区別して備えなければならない。	国の基準と本市の実情を検討した結果、適当であると判断したため、国の基準を用いて、東大阪市の基準とすることとした。	従うべき基準
園舎に備えるべき設備	第C3条第6項 第一項第二号から第四号までの設備の面積は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定める方法により計算した面積以上でなければならない。 一 保育室又は遊戯室満二歳以上の園児一人につき一・九八平方メートル 二 ほふく室満二歳未満の園児のうち、ほふくする子ども一人につき三・三平方メートル 三 乳児室満二歳未満の園児のうち、ほふくしないもの一人につき一・六五平方メートル	国の基準と本市の実情を検討した結果、適当であると判断したため、国の基準を用いて、東大阪市の基準とすることとした。	従うべき基準
	第C3条第7項 第一項に掲げる設備のほか、園舎には、次に掲げる施設を備えるよう努めなければならない。 一 放送聴取設備 二 映写設備 三 水遊び場 四 園児清浄用設備 五 図書室 六 会議室	国の基準と本市の実情を検討した結果、適当であると判断したため、国の基準を用いて、東大阪市の基準とすることとした。	参酌すべき基準
	第C3条第8項 園舎は、二階建て以下を原則とする。ただし、特別の事情がある場合は、三階建て以上とすることができる。	国の基準と本市の実情を検討した結果、適当であると判断したため、国の基準を用いて、東大阪市の基準とすることとした。	従うべき基準

項目	幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（国の基準）	東大阪市の方針・考え方	分類					
園舎に備えるべき設備	<p>第C3条第9項 保育室、遊戯室、ほふく室、乳児室又は便所（以下この項及び第C5条において「保育室等」という。）は一階に設けるものとする。ただし、第一号から第三号までに掲げる要件を満たすときは二階に、前項ただし書の規定により園舎を三階建て以上とする場合であって、第二号から第七号までに掲げる要件を満たすときは、三階以上の階に設けることができる。この場合において、三階以上の階に設けられる保育室等は、原則として、満三歳未満の園児の保育の用に供するものでなければならない。</p> <p>一 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第九号の二に規定する耐火建築物であること。</p> <p>二 保育室等が設けられている次の表の上欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる施設又は設備が一以上設けられていること</p>	<p>国の基準と本市の実情を検討した結果、適当であると判断したため、国の基準を用いて、東大阪市の基準とすることとした。</p>	従うべき基準					
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="376 647 488 719">階</th> <th data-bbox="488 647 689 719">区分</th> <th data-bbox="689 647 1310 719">設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="376 719 488 1155" rowspan="2">二階</td> <td data-bbox="488 719 689 815">常用</td> <td data-bbox="689 719 1310 815"> 1 屋内階段 2 屋外階段 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="488 815 689 1155">避難用</td> <td data-bbox="689 815 1310 1155"> 1 建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二百三十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第一項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の一階から二階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第三項第二号、第三号及び第九号を満たすものとする。） </td> </tr> </tbody> </table>			階	区分	設備	二階	常用
階	区分	設備						
二階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段						
	避難用	1 建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二百三十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第一項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の一階から二階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第三項第二号、第三号及び第九号を満たすものとする。）						

項目	幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（国の基準）			東大阪市の方針・考え方	分類
園舎に備えるべき設備	二階	避難用	2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第二条第七号の二に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段	国の基準と本市の実情を検討した結果、適当であると判断したため、国の基準を用いて、東大阪市の基準とすることとした。	従うべき基準
	三階	常用	1 建築基準法施行令第百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段		
		避難用	1 建築基準法施行令第百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第一項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の一階から三階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第三項第二号、第三号及び第九号を満たすものとする。） 2 建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段		
	四階以上の階	常用	1 建築基準法施行令第百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第百二十三条第二項各号に規定する構造の屋外階段		

項目	幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（国の基準）			東大阪市の方針・考え方	分類
園舎に備えるべき設備	四階以上の階	避難用	建築基準法施行令第百二十三条第二項各号に規定する構造の屋外階段	<p>国の基準と本市の実情を検討した結果、適当であると判断したため、国の基準を用いて、東大阪市の基準とすることとした。</p>	従うべき基準
園具及び教具	<p>第C4条 幼保連携型認定こども園には、学級数及び園児の数に応じ、教育及び保育上、保健衛生上並びに安全上必要な種類及び数の園具及び教具を備えなければならない。</p>			<p>国の基準と本市の実情を検討した結果、適当であると判断したため、国の基準を用いて、東大阪市の基準とすることとした。</p>	参酌すべき基準
	<p>第C4条第2項 前項の園具及び教具は、常に改善し、補充しなければならない。</p>			<p>国の基準と本市の実情を検討した結果、適当であると判断したため、国の基準を用いて、東大阪市の基準とすることとした。</p>	参酌すべき基準

項目	幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（国の基準）	東大阪市の方針・考え方	分類
他の施設及び設備の使用	<p>第C5条 <u>幼保連携型認定こども園は、特別の事情があり、かつ、教育及び保育上並びに安全上支障がない場合は、他の学校、社会福祉施設等の施設及び設備を使用することができる。ただし、当該幼保連携型認定こども園が当該設備を保育室等として共用することについては、この限りでない。</u></p>	<p>国の基準と本市の実情を検討した結果、適当であると判断したため、国の基準を用いて、東大阪市の基準とすることとした。</p>	<p>下線部分は従うべき基準、その他は参酌すべき基準</p>

（運営に関する基準）

教育及び保育を行う期間及び時間	<p>第D1条 <u>幼保連携型認定こども園における教育及び保育を行う期間及び時間は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。</u> <u>一 毎学年の教育週数は、特別の事情のある場合を除き、三十九週を下つてはならない。</u> <u>二 教育に係る標準的な一日当たりの時間（第三号において「教育時間」という。）は、四時間であること。ただし、園児の発達の程度、地域の実態、季節等に適切に配慮するものとする。</u> <u>三 保育を必要とする子どもに該当する園児に対する教育及び保育の標準的な一日当たりの時間（満三歳以上の保育を必要とする子どもに該当する園児については、前号に規定する教育時間を含む。）は、八時間とすること。</u></p>	<p>国の基準と本市の実情を検討した結果、適当であると判断したため、国の基準を用いて、東大阪市の基準とすることとした。</p>	<p>下線部分は従うべき基準、その他は参酌すべき基準</p>
食事の提供	<p>第D2条 <u>幼保連携型認定こども園は、原則として、保育を必要とする子どもに該当する園児に対し、あらかじめ作成された献立に従って、当該幼保連携型認定こども園内で調理する方法（第C5条の規定により、当該幼保連携型認定こども園の調理室を兼ねている他の学校、社会福祉施設等の調理室において調理する方法を含む。）により、食事の提供を行わなければならない。</u></p>	<p>国の基準と本市の実情を検討した結果、適当であると判断したため、国の基準を用いて、東大阪市の基準とすることとした。</p>	<p>従うべき基準</p>
	<p>第D2条第2項 <u>幼保連携型認定こども園は、前項の園児以外の園児に対し、同項に定める方法により、食事の提供を行うことができる。</u></p>		<p>従うべき基準</p>
	<p>第D2条第3項 <u>食事の献立は、できる限り、変化に富み、園児の健全な発育に必要な栄養量を含むものでなければならない。食品の種類及び調理方法は、栄養並びに園児の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。</u></p>		<p>従うべき基準</p>

項目	幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（国の基準）	東大阪市の方針・考え方	分類
食事の提供	<p>第D2条第4項 幼保連携型認定こども園において園児に食事を提供するに当たっては、法第九条各号に掲げる目標との調和を図りつつ、健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。</p>	<p>国の基準と本市の実情を検討した結果、適当であると判断したため、国の基準を用いて、東大阪市の基準とすることとした。</p>	<p>参酌すべき基準</p>
食事の提供方法の特例	<p>第D3条 次に掲げる要件を満たす幼保連携型認定こども園は、前条第一項の規定にかかわらず、満三歳以上の園児に対する食事の提供について、当該幼保連携型認定こども園外で調理し搬入する方法により行うことができる。</p> <p>一 当該食事の提供の責任が当該幼保連携型認定こども園にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。</p> <p>二 当該幼保連携型認定こども園又は他の施設、保健所、市町村等の主幹栄養教諭、栄養教諭又は栄養士により、食事の献立等について栄養の観点からの指導その他必要な配慮がなされること。</p> <p>三 調理業務の受託者を、当該幼保連携型認定こども園における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする事。</p> <p>四 園児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。</p> <p>五 食を通じた園児の健全育成を図る観点から、園児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。</p>	<p>国の基準と本市の実情を検討した結果、国の基準に下記条件を追加して、東大阪市の基準とすることとした。</p> <p>既存の幼稚園又は保育所から幼保連携型認定こども園へ移行する施設であること。</p>	<p>従うべき基準</p>
子育て支援事業の内容	<p>第D4条 幼保連携型認定こども園における保護者に対する子育ての支援は、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本認識の下に、子育てを自ら実践する力の向上を積極的に支援することを旨として、教育及び保育に関する専門性を十分に活用し、子育て支援事業のうち、その所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うものとする。その際、地域の人材や社会資源の活用を図るよう努めるものとする。</p>	<p>国の基準と本市の実情を検討した結果、適当であると判断したため、国の基準を用いて、東大阪市の基準とすることとした。</p>	<p>参酌すべき基準</p>

項目	幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（国の基準）	東大阪市の方針・考え方	分類																			
掲示	<p>第D5条 幼保連携型認定こども園は、その建物又は敷地の公衆の見やすい場所に、当該施設が認定こども園である旨を掲示しなければならない。</p>	<p>国の基準と本市の実情を検討した結果、適当であると判断したため、国の基準を用いて、東大阪市の基準とすることとした。</p>	<p>参酌すべき基準</p>																			
<p>児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の準用</p>	<p>第D6条 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）第五条第一項及び第二項、第七条の二、<u>第九条から第九条の三まで、第十四条の二、第十四条の三第一項、第三項及び第四項並びに第三十六条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。</u>この場合において、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>	<p>国の基準と本市の実情を検討した結果、適当であると判断したため、国の基準を用いて、東大阪市の基準とすることとした。</p>	<p>下線部分は従うべき基準、その他は参酌すべき基準</p>																			
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="376 603 591 762">読み替える児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の</th> <th data-bbox="591 603 792 762">読み替えられる字句</th> <th data-bbox="792 603 1317 762">読み替える字句</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="376 769 591 928">第五条第一項</td> <td data-bbox="591 769 792 928">入所している者</td> <td data-bbox="792 769 1317 928">就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第十四条第六項に規定する園児（以下単に「園児」という。）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="376 928 591 986">第五条第二項</td> <td data-bbox="591 928 792 986">児童</td> <td data-bbox="792 928 1317 986">園児</td> </tr> <tr> <td data-bbox="376 986 591 1043" rowspan="2">第九条</td> <td data-bbox="591 986 792 1043">入所した者</td> <td data-bbox="792 986 1317 1043">園児</td> </tr> <tr> <td data-bbox="591 1043 792 1129">入所している者</td> <td data-bbox="792 1043 1317 1129">園児</td> </tr> <tr> <td data-bbox="376 1129 591 1187" rowspan="2">第九条の二</td> <td data-bbox="591 1129 792 1187">入所中の児童</td> <td data-bbox="792 1129 1317 1187">園児</td> </tr> <tr> <td data-bbox="591 1187 792 1244">当該児童</td> <td data-bbox="792 1187 1317 1244">当該園児</td> </tr> </tbody> </table>			読み替える児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の	読み替えられる字句	読み替える字句	第五条第一項	入所している者	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第十四条第六項に規定する園児（以下単に「園児」という。）	第五条第二項	児童	園児	第九条	入所した者	園児	入所している者	園児	第九条の二	入所中の児童	園児	当該児童	当該園児
	読み替える児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の			読み替えられる字句	読み替える字句																	
	第五条第一項			入所している者	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第十四条第六項に規定する園児（以下単に「園児」という。）																	
	第五条第二項			児童	園児																	
	第九条			入所した者	園児																	
				入所している者	園児																	
第九条の二	入所中の児童	園児																				
	当該児童	当該園児																				

項目	幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（国の基準）			東大阪市の方針・考え方	分類
児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の準用	第九条の三	児童福祉施設の長	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第十四条第一項に規定する園長（以下単に「園長」という。）	国の基準と本市の実情を検討した結果、適当であると判断したため、国の基準を用いて、東大阪市の基準とすることとした。	参酌すべき基準
		入所中の児童等（法第三十三条の七に規定する児童等をいう。以下この条において同じ。）	園児		
	第十四条の二	利用者	園児		
	第十四条の三第一項	援助	教育及び保育（満三歳未満の園児については、その保育。以下同じ。）並びに子育ての支援		
		入所している者	園児		
	第十四条の三第三項	援助に関し、当該措置又は助産の実施、母子保護の実施若しくは保育の実施に係る都道府県又は市町村	教育及び保育並びに子育ての支援について、都道府県（指定都市等（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第十三条第一項に規定する指定都市等をいう。以下同じ。）の区域内に所在する幼保連携型認定こども園（都道府県が設置するものを除く。）については、当該指定都市等。）		
	第三十六条	保育所の長	園長		
		常に入所している乳幼児	園児		
保育		教育及び保育			

項目	幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（国の基準）	東大阪市の方針・考え方	分類														
別表（第B2条関係）	【具体的な職員配置基準については、公定価格の議論において検討中】	<p>国の基準と本市の実情を検討した結果、満一歳以上満三歳未満の員数については下記のとおりとし、それ以外の項目については現在の国の基準を用いて、東大阪市の基準とすることとした。</p> <p>満二歳以上満二歳未満の園児・・・おおむね六人につき一人 満一歳以上満二歳未満の園児・・・おおむね五人につき一人</p>	従うべき基準														
	<table border="1" data-bbox="407 290 1317 715"> <thead> <tr> <th colspan="2">園児の区分</th> <th>員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">一 満三歳以上の園児</td> <td>満四歳以上の園児</td> <td>おおむね三十人につき一人</td> </tr> <tr> <td>満三歳以上満四歳未満の園児</td> <td>おおむね二十人につき一人</td> </tr> <tr> <td colspan="2">二 満一歳以上満三歳未満の園児</td> <td>おおむね六人につき一人</td> </tr> <tr> <td colspan="2">三 満一歳未満の園児</td> <td>おおむね三人につき一人</td> </tr> </tbody> </table>			園児の区分		員数	一 満三歳以上の園児	満四歳以上の園児	おおむね三十人につき一人	満三歳以上満四歳未満の園児	おおむね二十人につき一人	二 満一歳以上満三歳未満の園児		おおむね六人につき一人	三 満一歳未満の園児		おおむね三人につき一人
	園児の区分			員数													
	一 満三歳以上の園児			満四歳以上の園児	おおむね三十人につき一人												
				満三歳以上満四歳未満の園児	おおむね二十人につき一人												
二 満一歳以上満三歳未満の園児		おおむね六人につき一人															
三 満一歳未満の園児		おおむね三人につき一人															
備考 一 この表に定める員数は、副園長、教頭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭又は講師であって、園児の教育及び保育に直接従事する者の数をいう。 二 この表に定める員数は、同表の上欄の園児の区分ごとに下欄の園児数に応じ定める数を合計した数とする。 三 この表第一号に係る員数が学級数を下回るときは、当該学級数に相当する数を当該員数とする。 四 園長が専任でない場合は、原則としてこの表に定める員数を一人増加するものとする。																	

東大阪市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（仮称・案）の方針・考え方

(総則)

項目	児童福祉施設の備及び運営に関する基準（国の基準）	東大阪市の方針・考え方	分類
最低基準の目的	第A②条 法第三十四条の十六条第一項の規定により市町村が条例で定める基準（以下「最低基準」という。）は、利用乳幼児が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員が保育を提供することにより、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。	国の基準と本市の実情を検討した結果、適当であると判断したため、国の基準を用いて、東大阪市の基準とすることとした。	—
最低基準の向上	第A③条 市町村長は、その管理に属する法第八条第四項に規定する市町村児童福祉審議会を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴き、その監督に属する家庭的保育事業等を行う者（以下「家庭的保育事業者等」という。）に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。	国の基準と本市の実情を検討した結果、適当であると判断したため、国の基準を用いて、東大阪市の基準とすることとした。	—
	第A③条第2項 市町村長は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。		—
最低基準と家庭的保育事業者等	第A④条 家庭的保育事業者等は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。	国の基準と本市の実情を検討した結果、適当であると判断したため、国の基準を用いて、東大阪市の基準とすることとした。	従うべき基準
	第A④条第2項 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている家庭的保育事業者等においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。		従うべき基準
家庭的保育事業者等の一般原則	第A⑤条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。	国の基準と本市の実情を検討した結果、適当であると判断したため、国の基準を用いて、東大阪市の基準とすることとした。	従うべき基準
	第A⑤条第2項 家庭的保育事業者等は、地域社会との交流及び連携を図り、乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の保護者及び地域社会に対し、当該家庭的保育事業等の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。		従うべき基準
	第A⑤条第3項 家庭的保育事業者等は、その運営の内容について、自ら評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表するよう努めなければならない。		従うべき基準

項目	児童福祉施設の備及び運営に関する基準（国の基準）	東大阪市の方針・考え方	分類
家庭的保育事業者等の一般原則	<p>第A⑤条第4項 家庭的保育事業所等（法第六条の三第十項に規定する居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。次項、第A⑥条第二号、第A⑦条、第A⑭条第二項及び第三項、第A⑮条並びに第A⑯条において同じ。）には、法に定めるそれぞれの事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。</p>	<p>国の基準と本市の実情を検討した結果、適当であると判断したため、国の基準を用いて、東大阪市の基準とすることとした。</p>	従うべき基準
	<p>第A⑤条第5項 家庭的保育事業所等の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及びこれらの者に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。</p>		従うべき基準
保育所等との連携	<p>第A⑥条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、第A⑭条第一項及び第二項、第A⑮条第一項及び第五項並びに第A⑯条において同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び、家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満三歳以上の児童に対して必要な保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であって、連携施設の確保が著しく困難であると市町村が認めるものにおいて家庭的保育事業等（法第六条の三第十一項に規定する居宅訪問型保育事業を除く。）を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。</p> <p>一 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。</p> <p>二 必要に応じて、代替保育（家庭的保育事業所等の職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、当該家庭的保育事業者等に代わって提供する保育をいう。）を提供すること。</p> <p>三 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育（法第三十九条の二第一項に規定する満三歳以上の幼児に対する教育をいう。）又は保育を提供すること。</p>	<p>国の基準と本市の実情を検討した結果、適当であると判断したため、国の基準を用いて、東大阪市の基準とすることとした。</p>	従うべき基準

項目	児童福祉施設の備及び運営に関する基準（国の基準）	東大阪市の方針・考え方	分類
家庭的保育事業所等と非常災害	第A⑦条 家庭的保育事業所等においては、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。	国の基準と本市の実情を検討した結果、適当であると判断したため、国の基準を用いて、東大阪市の基準とすることとした。	参酌すべき基準
	第A⑦条第2項 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月一回は、これを行わなければならない。		参酌すべき基準
家庭的保育事業等の職員の一般的要件	第A⑧条 家庭的保育事業等に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。	国の基準と本市の実情を検討した結果、適当であると判断したため、国の基準を用いて、東大阪市の基準とすることとした。	参酌すべき基準
家庭的保育事業等の職員の知識及び技能の向上等	第A⑨条 家庭的保育事業等の職員は、常に自己研鑽に励み、法に定めるそれぞれの事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。	国の基準と本市の実情を検討した結果、適当であると判断したため、国の基準を用いて、東大阪市の基準とすることとした。	参酌すべき基準
	第A⑨条第2項 家庭的保育事業者等は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。		参酌すべき基準
他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員の基準	第A⑩条 家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じ当該家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設の設備及び職員に兼ねることができる。ただし、保育室及び各事業所に特有の設備並びに利用乳幼児の保育に直接従事する職員については、この限りでない。	国の基準と本市の実情を検討した結果、適当であると判断したため、国の基準を用いて、東大阪市の基準とすることとした。	下線部分は従うべき基準、その他は参酌すべき基準
利用者を平等に取り扱う原則	第A⑪条 家庭的保育事業所等においては、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。	国の基準と本市の実情を検討した結果、適当であると判断したため、国の基準を用いて、東大阪市の基準とすることとした。	従うべき基準
虐待等の禁止	第A⑫条 家庭的保育事業等の職員は、利用乳幼児に対し、法第三十三条の十各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	国の基準と本市の実情を検討した結果、適当であると判断したため、国の基準を用いて、東大阪市の基準とすることとした。	従うべき基準
懲戒に係る権限の濫用禁止	第A⑬条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し法第四十七条第三項の規定により懲戒に関しその児童等の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。	国の基準と本市の実情を検討した結果、適当であると判断したため、国の基準を用いて、東大阪市の基準とすることとした。	従うべき基準

項目	児童福祉施設の備及び運営に関する基準（国の基準）	東大阪市の方針・考え方	分類
衛生管理等	第A⑭条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水については、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。	国の基準と本市の実情を検討した結果、適当であると判断したため、国の基準を用いて、東大阪市の基準とすることとした。	参酌すべき基準
	第A⑭条第2項 家庭的保育事業者等は、当該家庭的保育事業所等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。		参酌すべき基準
	第A⑭条第3項 家庭的保育事業所等には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。		参酌すべき基準
	第A⑭条第4項 居宅訪問型保育事業者は、保育を提供する職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。		参酌すべき基準
	第A⑭条第5項 居宅訪問型保育事業者は、当該居宅訪問型保育事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めなければならない。		参酌すべき基準
食事	第A⑮条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に食事を提供するときは、当該家庭的保育事業所等内で調理する方法（第A⑩条の規定により、当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設の調理室において調理する方法を含む。）により行わなければならない。	国の基準と本市の実情を検討した結果、適当であると判断したため、国の基準を用いて、東大阪市の基準とすることとした。	従うべき基準
	第A⑮条第2項 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、利用者の健全な発育に必要な栄養量を含むものでなければならない。		従うべき基準
	第A⑮条第3項 食事は、前項の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに利用乳幼児の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。		従うべき基準
	第A⑮条第4項 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。		従うべき基準
	第A⑮条第5項 家庭的保育事業者等は、児童の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。		従うべき基準

項目	児童福祉施設の備及び運営に関する基準（国の基準）	東大阪市の方針・考え方	分類
食事の提供の特例	<p>第A⑩条 次の各号に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第一項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設（以下「搬入施設」という。）において調理し当該家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。</p> <p>一 利用乳幼児に対する食事の提供の責任が当該家庭的保育事業者等にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。</p> <p>二 当該家庭的保育事業者等又は他の施設、保健所、市町村等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。</p> <p>三 調理業務の受託者を、当該家庭的保育事業者等における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする。</p> <p>四 利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。</p> <p>五 食を通じた利用乳幼児の健全育成を図る観点から、利用乳幼児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。</p>	<p>国の基準と本市の実情を検討した結果、食事の提供の特例を設けないこととした。</p>	従うべき基準
	<p>第A⑩条第2項 搬入施設は、次の各号に掲げるいずれかの施設とする。</p> <p>一 連携施設</p> <p>二 当該家庭的保育事業所等の事業者と同一の法人又は関連法人が運営する小規模保育事業（法第六条の三第十項に規定する小規模保育事業をいう。以下同じ。）若しくは事業所内保育事業（法第六条の三第十二項に規定する事業所内保育事業をいう。以下同じ。）を行う事業所、社会福祉施設、医療機関等</p> <p>三 学校給食法（昭和二十九年法律第六十号）第三条第二項に規定する義務教育諸学校又は同法第六条に規定する共同調理場（家庭的保育事業者等が離島その他の地域であって、第一号及び第二号に掲げる搬入施設の確保が著しく困難であると市町村が認めるものにおいて家庭的保育事業者等を行う場合に限る。）</p>		従うべき基準

項目	児童福祉施設の備及び運営に関する基準（国の基準）	東大阪市の方針・考え方	分類
利用者及び職員 の健康診断	<p>第A⑰条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し、利用開始時の健康診断、少なくとも一年に二回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）に規定する健康診断に準じて行わなければならない。</p>	<p>国の基準と本市の実情を検討した結果、適当であると判断したため、国の基準を用いて、東大阪市の基準とすることとした。</p>	参酌すべき基準
	<p>第A⑰条第2項 家庭的保育事業所等の管理者は、前項の規定にかかわらず、児童相談所等における乳幼児の入所前の健康診断が行われた場合であって、当該健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、利用開始時の健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業所等の管理者は、児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断の結果を把握しなければならない。</p>		参酌すべき基準
	<p>第A⑰条第3項 第一項の健康診断をした医師は、その結果必要な事項を母子健康手帳又は利用乳幼児の健康を記録する表に記入するとともに、必要に応じ家庭的保育事業等による保育を受けること又は法第二十四条第六項の規定による措置を解除又は停止する等必要な手続をとることを、家庭的保育事業者等に勧告しなければならない。</p>		参酌すべき基準
	<p>第A⑰条第4項 家庭的保育事業等の職員の健康診断に当たっては、特に利用乳幼児の食事を調理する者につき、綿密な注意を払わなければならない。</p>		参酌すべき基準
家庭的保育事業 所等内部の規程	<p>第A⑱条 家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 事業の目的及び運営の方針 二 提供する保育の内容 三 職員の職種、員数及び職務の内容 四 保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日 五 保護者から受領する費用の種類、理由及びその額 六 利用定員 七 家庭的保育事業等の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項 八 緊急時等における対応方法 九 非常災害対策 十 虐待の防止のための措置に関する事項 十一 その他家庭的保育事業等の運営に関する重要事項 	<p>国の基準と本市の実情を検討した結果、適当であると判断したため、国の基準を用いて、東大阪市の基準とすることとした。</p>	参酌すべき基準

項目	児童福祉施設の備及び運営に関する基準（国の基準）	東大阪市の方針・考え方	分類
家庭的保育事業所等に備える帳簿	第A⑱条 家庭的保育事業所等には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。	国の基準と本市の実情を検討した結果、適当であると判断したため、国の基準を用いて、東大阪市の基準とすることとした。	参酌すべき基準
秘密保持等	第A⑳条 家庭的保育事業等の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。	国の基準と本市の実情を検討した結果、適当であると判断したため、国の基準を用いて、東大阪市の基準とすることとした。	従うべき基準
	第A⑳条第2項 家庭的保育事業者等は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。		従うべき基準
苦情への対応	第A21条 家庭的保育事業者等は、その行った保育に関する利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。	国の基準と本市の実情を検討した結果、適当であると判断したため、国の基準を用いて、東大阪市の基準とすることとした。	参酌すべき基準
	第A21条第2項 家庭的保育事業者等は、その行った保育に関し、当該家庭的保育事業等による保育を受けること又は法第二十四条第六項の規定による措置に係る市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。		参酌すべき基準

(家庭的保育事業)

設備の基準	<p>第B①条 家庭的保育事業は、家庭的保育者（法第六条の三第九項第一号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。）の居宅その他の場所（保育を受ける乳幼児の居宅を除く。）であって、次の各号に掲げる要件を満たすものとして、市町村長が適当と認める場所（次条において「家庭的保育事業を行う場所」という。）で実施するものとする。</p> <p>一 乳幼児（法第六条の三第九項第二号の規定に基づき保育が必要と認められる児童であって満三歳以上のものを受け入れる場合にあっては、当該児童を含む。以下この章において同じ。）の保育を行う専用の部屋を設けること。</p> <p>二 前号に掲げる専用の部屋の面積は、九・九平方メートル（保育する乳幼児が三人を超える場合は、九・九平方メートルに三人を超える人数の一人につき三・三平方メートルを加えた面積）以上であること。</p> <p>三 乳幼児の保健衛生上必要な採光、照明及び換気の設備を有すること。</p> <p>四 衛生的な調理設備及び便所を設けること。</p>	国の基準と本市の実情を検討した結果、適当であると判断したため、国の基準を用いて、東大阪市の基準とすることとした。	下線部分は従うべき基準、その他は参酌すべき基準
-------	--	--	-------------------------

項目	児童福祉施設の備及び運営に関する基準（国の基準）	東大阪市の方針・考え方	分類
設備の基準	<p>五 同一の敷地内に乳幼児の屋外における遊戯等に適した広さの庭（付近にあるこれに代わるべき場所を含む。）があること。</p> <p>六 前号に掲げる庭の面積は、満二歳以上の幼児一人につき、三・三平方メートル以上であること。</p> <p>七 火災報知器及び消火器を設置するとともに、消火訓練及び避難訓練を定期的に実施すること。</p>	<p>国の基準と本市の実情を検討した結果、適当であると判断したため、国の基準を用いて、東大阪市の基準とすることとした。</p>	<p>下線部分は従うべき基準、その他は参酌すべき基準</p>
職員	<p>第B②条 家庭的保育事業を行う場所には、家庭的保育者、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、調理員を置かないことができる。</p> <p>一 調理業務の全部を委託する場合</p> <p>二 家庭的保育補助者（市町村長が行う研修を修了した者であつて、家庭的保育者を補助するものをいう。以下同じ。）とともに乳幼児（三人以下の場合に限る。）の保育を行う場合であつて、当該家庭的保育補助者が調理を行う場合</p> <p>三 第A⑩条第二項の規定により搬入施設から食事を搬入する場合</p>	<p>国の基準と本市の実情を検討した結果、国の基準に下記条件を追加して、東大阪市の基準とすることとした。</p> <p>・家庭的保育事業を行う場所には、家庭的保育補助者を置かなければならない。</p> <p>（第B②条第1項第2号は「三人以下の乳幼児の保育を行う場合であつて、家庭的保育補助者が調理を行う場合」に、第B②条第3項は「家庭的保育事業において保育することができる乳幼児の数は、5人以下とする。」に変更）</p>	従うべき基準
	<p>第B②条第2項 家庭的保育者は、次に各号のいずれにも該当する者とする。</p> <p>一 保育を行っている乳幼児の保育に専念できる者。</p> <p>二 法第十八条の五各号及び法第三十四条の二十第一項第四号のいずれにも該当しない者</p>		従うべき基準
	<p>第B②条第3項 家庭的保育者一人が保育することができる乳幼児の数は、三人以下とする。ただし、家庭的保育者が、家庭的保育補助者とともに保育する場合には、五人以下とする。</p>		従うべき基準
保育時間	<p>第B③条 家庭的保育事業における保育時間は、一日につき八時間を原則とし、乳幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、家庭的保育事業を行う者（次条及び第B⑤条において「家庭的保育事業者」という。）が定めるものとする。</p>	<p>国の基準と本市の実情を検討した結果、適当であると判断したため、国の基準を用いて、東大阪市の基準とすることとした。</p>	参酌すべき基準
保育の内容	<p>第B④条 家庭的保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）第三十五条に規定する厚生労働大臣が定める指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。</p>	<p>国の基準と本市の実情を検討した結果、適当であると判断したため、国の基準を用いて、東大阪市の基準とすることとした。</p>	従うべき基準

項目	児童福祉施設の備及び運営に関する基準（国の基準）	東大阪市の方針・考え方	分類
保護者との連絡	第B⑤条 家庭的保育事業者は、常に保育する乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、保育の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。	国の基準と本市の実情を検討した結果、適当であると判断したため、国の基準を用いて、東大阪市の基準とすることとした。	参酌すべき基準

（小規模保育事業）

小規模保育事業の区分	第C条 小規模保育事業は、小規模保育事業A型、小規模保育事業B型及び小規模保育事業C型とする。	国の基準と本市の実情を検討した結果、適当であると判断したため、国の基準を用いて、東大阪市の基準とすることとした。	従うべき基準
設備の基準	第C1①条 小規模保育事業A型を行う事業所（以下「小規模保育事業所A型」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。 一 <u>乳児又は満二歳に満たない幼児を利用させる小規模保育事業所A型には、乳児室又はほふく室、調理設備及び便所を設けること。</u> 二 乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は前号の幼児一人につき三・三平方メートル以上であること。 三 乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。 四 <u>満二歳以上の幼児（法第六条の三第十項第二号の規定に基づき保育が必要と認められる児童であって満三歳以上のものを受け入れる場合にあっては、当該児童を含む。以下この章において同じ。）を利用させる小規模保育事業所A型には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場（当該事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。次号並びに第C3①条第四号及び第五号において同じ。）、調理設備及び便所を設けること。</u> 五 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児一人につき一・九八平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は、前号の幼児一人につき三・三平方メートル以上であること。 六 保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。 七 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を二階に設ける建物は、次のイ、ロ及びへの要件に、保育室等を三階以上に設ける建物は、次に掲げる要件に該当するものであること。 イ 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第二条第九号の二に規定する耐火建築物又は同条第九号の三に規定する準耐火建築物であること。 ロ 保育室等が設けられている次の表の上欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる施設又は設備が一以上設けられていること。	国の基準と本市の実情を検討した結果、適当であると判断したため、国の基準を用いて、東大阪市の基準とすることとした。	下線部分は従うべき基準、その他は参酌すべき基準

項目	児童福祉施設の備及び運営に関する基準（国の基準）			東大阪市の方針・考え方	分類
設備の基準	階	区分	設備	国の基準と本市の実情を検討した結果、適当であると判断したため、国の基準を用いて、東大阪市の基準とすることとした。	下線部分は従うべき基準、その他は参酌すべき基準
	2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段		
		避難用	1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段		
	3階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段		
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段			
4階以上の階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段			
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第2号、第3号及び第9号を満たすものとする。） 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段			
<p>ハ ロに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が三十メートル以下となるように設けられていること。</p> <p>ニ 小規模保育事業所A型の調理設備（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。ニにおいて同じ。）以外の部分と小規模保育事業所A型の調理設備の部分が建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第百十二条第一項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。</p>					

項目	児童福祉施設の備及び運営に関する基準（国の基準）	東大阪市の方針・考え方	分類
設備の基準	<p>(1) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。</p> <p>(2) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。</p> <p>ホ 小規模保育事業所A型の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。</p> <p>ヘ 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。</p> <p>ト 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。</p> <p>チ 小規模保育事業所A型のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防火処理が施されていること。</p>	<p>国の基準と本市の実情を検討した結果、適当であると判断したため、国の基準を用いて、東大阪市の基準とすることとした。</p>	<p>下線部分は従うべき基準、その他は参酌すべき基準</p>
職員	<p>第C1②条 小規模保育事業所A型には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する事業所又は第A⑩条第一項の規定により搬入施設から食事を搬入する事業所にあつては、調理員を置かないことができる。</p>	<p>国の基準と本市の実情を検討した結果、満一歳以上満三歳に満たない幼児にかかる保育士の数については下記のとおりとし、それ以外の項目については国の基準を用いて、東大阪市の基準とすることとした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・満一歳以上満二歳に満たない幼児… おおむね五人につき一人 ・満二歳以上満三歳に満たない幼児… おおむね六人につき一人 	従うべき基準
	<p>第C1②条第2項 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に一を加えた数以上とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 乳児おおむね三人につき一人 二 満一歳以上満三歳に満たない幼児おおむね六人につき一人 三 満三歳以上満四歳に満たない児童おおむね二十人につき一人（法第六条の三第十項第二号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） 四 満四歳以上の児童おおむね三十人につき一人 		従うべき基準
	<p>第C1②条第3項 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該事業所に勤務する保健師又は看護師を、一人に限り、保育士とみなすことができる。</p>		従うべき基準
準用	<p>第C1③条 第B③条から第B⑤条までの規定は、小規模保育事業A型について準用する。この場合において、第B③条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第B⑤条において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「小規模保育事業A型を行う者（次条及び第B⑤条において「小規模保育事業者（A型）」という。）」と、第B④条及び第B⑤条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模保育事業者（A型）」とする。</p>	<p>国の基準と本市の実情を検討した結果、適当であると判断したため、国の基準を用いて、東大阪市の基準とすることとした。</p>	—

項目	児童福祉施設の備及び運営に関する基準（国の基準）	東大阪市の方針・考え方	分類
職員	<p>第C2①条 小規模保育事業B型を行う事業所（以下「小規模保育事業所B型」という。）には、保育士その他保育に従事する職員として市町村長が行う研修を修了した者（以下この条において「保育従事者」という。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する事業所又は第A⑮条第一項の規定により搬入施設から食事を搬入する事業所にあつては、調理員を置かないことができる。</p>	<p>国の基準と本市の実情を検討した結果、満一歳以上満三歳に満たない幼児にかかる保育従事者の数については下記のとおりとし、それ以外の項目については国の基準を用いて、東大阪市の基準とすることとした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・満一歳以上満二歳に満たない幼児… おおむね五人につき一人 ・満二歳以上満三歳に満たない幼児… おおむね六人につき一人 	従うべき基準
	<p>第C2①条第2項 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に一を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 乳児おおむね三人につき一人 二 満一歳以上満三歳に満たない幼児おおむね六人につき一人 三 満三歳以上満四歳に満たない児童おおむね二十人につき一人（法第六条の三第十項第二号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） 四 満四歳以上の児童おおむね三十人につき一人 		従うべき基準
	<p>第C2①条第3項 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該事業所に勤務する保健師又は看護師を、一人に限り、保育士とみなすことができる。</p>		従うべき基準
準用	<p>第C2②条 第B③条から第B⑤条まで及び第C1①条の規定は、小規模保育事業B型について準用する。この場合において、第B③条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第B⑤条において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「小規模保育事業B型を行う者（第C2②条において準用する次条及び第B⑤条において「小規模保育事業者（B型）」という。）」と、第B④条及び第B⑤条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模保育事業者（A型）」と、第C1①条中「小規模保育事業所A型」とあるのは「小規模保育事業所B型」とする。</p>	<p>国の基準と本市の実情を検討した結果、適当であると判断したため、国の基準を用いて、東大阪市の基準とすることとした。</p>	—

項目	児童福祉施設の備及び運営に関する基準（国の基準）	東大阪市の方針・考え方	分類
設備の基準	<p>第C3①条 小規模保育事業C型を行う事業所（以下「小規模保育事業所C型」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 乳児又は満二歳に満たない幼児を利用させる小規模保育事業所C型には、乳児室又はほふく室、調理設備及び便所を設けること。</p> <p>二 乳児室又はほふく室の面積は、乳児または前号の幼児一人につき三・三平方メートル以上であること。</p> <p>三 乳児室またはほふく室には、保育に必要な用具を備えること。</p> <p>四 満二歳以上の幼児（法第六条の三第十項第二号の規定に基づき保育が必要と認められる児童であって満三歳以上のものを受け入れる場合にあつては、当該児童を含む。以下この章において同じ。）を利用させる小規模保育事業所C型には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場、調理設備及び便所を設けること。</p> <p>五 保育室又は遊戯室の面積は、満二歳以上の幼児一人につき三・三平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は、前号の幼児一人につき三・三平方メートル以上であること。</p> <p>六 保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。</p> <p>七 保育室等を二階以上に設ける建物は、第C1①条第七号に掲げる要件に該当するものであること。</p>	<p>国の基準と本市の実情を検討した結果、適当であると判断したため、国の基準を用いて、東大阪市の基準とすることとした。</p>	<p>下線部分は従うべき基準、その他は参酌すべき基準</p>
職員	<p>第C3②条 小規模保育事業所C型には、家庭的保育者、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する事業所又は第A⑩条第一項の規定により搬入施設から食事を搬入する事業所にあつては、調理員を置かないことができる。</p> <p>第C3②条第2項 家庭的保育者一人が保育することができる乳幼児の数は、三人以下とする。ただし、家庭的保育者が、家庭的保育補助者とともに保育する場合には、五人以下とする。</p>	<p>国の基準と本市の実情を検討した結果、適当であると判断したため、国の基準を用いて、東大阪市の基準とすることとした。</p>	<p>従うべき基準</p>
準用	<p>第C3③条 第B③条から第B⑤条までの規定は、小規模保育事業C型について準用する。この場合において、第B③条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第B⑤条において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「小規模保育事業C型を行う者（第C3③条において準用する次条及び第B⑤条において「小規模保育事業者（C型）」という。）」と、第B④条及び第B⑤条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模保育事業者（C型）」とする。</p>	<p>国の基準と本市の実情を検討した結果、適当であると判断したため、国の基準を用いて、東大阪市の基準とすることとした。</p>	<p>—</p>

項目	児童福祉施設の備及び運営に関する基準（国の基準）	東大阪市の方針・考え方	分類
(居宅訪問型保育事業)			
居宅訪問型保育事業	<p>第D①条 居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）は、次の各号に掲げる保育を提供するものとする。</p> <p>一 障害、疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難であると認められる乳幼児に対する保育</p> <p>二 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第三十四条第五項又は第四十六条第五項の規定による便宜の提供に対応するために行う保育</p> <p>三 法第二十四条第五項に規定する措置に対応するために行う保育</p> <p>四 母子家庭等（母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）第六条第四項に規定する母子家庭等をいう。）の乳幼児の保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する場合への対応等、保育の必要の程度及び家庭等の状況を勘案し、居宅訪問型保育を提供する必要性が高いと市町村が認める乳幼児に対する保育</p> <p>五 離島その他の地域であって、居宅訪問型保育事業以外の家庭的保育事業等の確保が困難であると市町村が認めるものにおいて行う保育</p>	<p>国の基準と本市の実情を検討した結果、適当であると判断したため、国の基準を用いて、東大阪市の基準とすることとした。</p>	従うべき基準
設備及び備品	<p>第D②条 居宅訪問型保育事業者が当該事業を行う事業所（以下「居宅訪問型保育事業所」という。）には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、保育の実施に必要な設備及び備品等を備えなければならない。</p>	<p>国の基準と本市の実情を検討した結果、適当であると判断したため、国の基準を用いて、東大阪市の基準とすることとした。</p>	参酌すべき基準
職員	<p>第D③条 居宅訪問型保育事業において家庭的保育者一人が保育することができる乳幼児（法第六条の三第十一項第二号の規定に基づき保育が必要と認められる児童であって満三歳以上のものを受け入れる場合にあっては、当該児童を含む。以下この章において同じ。）の数は一人とする。</p>	<p>国の基準と本市の実情を検討した結果、適当であると判断したため、国の基準を用いて、東大阪市の基準とすることとした。</p>	従うべき基準
居宅訪問型保育連携施設	<p>第D④条 居宅訪問型保育事業者は、第D①条第一号に規定する乳幼児に対する保育を行う場合にあつては、当該乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所支援施設（法第四十二条に規定する障害児入所施設をいう。）その他の市町村の指定する施設（この条において「居宅訪問型保育連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であつて、居宅訪問型保育連携施設の確保が著しく困難であると市町村が認めるものにおいて居宅訪問型保育を行う居宅訪問型保育事業者については、この限りでない。</p>	<p>国の基準と本市の実情を検討した結果、適当であると判断したため、国の基準を用いて、東大阪市の基準とすることとした。</p>	従うべき基準

項目	児童福祉施設の備及び運営に関する基準（国の基準）	東大阪市の方針・考え方	分類
準用	第D⑤条 第B③条から第B⑤条までの規定は、居宅訪問型保育事業について準用する。この場合において、第B③条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第B⑤条において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「居宅訪問型保育事業者」と、第B④条及び第B⑤条中「家庭的保育事業者」とあるのは「居宅訪問型保育事業者」とする。	国の基準と本市の実情を検討した結果、適当であると判断したため、国の基準を用いて、東大阪市の基準とすることとした。	—

（事業所内保育事業）

利用定員の設定	<p>第E条 事業所内保育事業を行う者（以下この章において事業所内保育事業者という。）は、次の表の上欄に掲げる利用定員の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定めるその他の乳児又は幼児（法第六条の三第十二項第一号イ、ロ又はハに規定するその他の乳児又は幼児をいう。）の数を踏まえて市町村が定める乳幼児数以上の定員枠を設けなくてはならない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>利用定員数</th> <th>その他の乳児又は幼児の数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1人以上5人以下</td><td>1人</td></tr> <tr><td>6人以上7人以下</td><td>2人</td></tr> <tr><td>8人以上10人以下</td><td>3人</td></tr> <tr><td>11人以上15人以下</td><td>4人</td></tr> <tr><td>16人以上20人以下</td><td>5人</td></tr> <tr><td>21人以上25人以下</td><td>6人</td></tr> <tr><td>26人以上30人以下</td><td>7人</td></tr> <tr><td>31人以上40人以下</td><td>10人</td></tr> <tr><td>41人以上50人以下</td><td>12人</td></tr> <tr><td>51人以上60人以下</td><td>15人</td></tr> <tr><td>61人以上70人以下</td><td>20人</td></tr> <tr><td>71人以上</td><td>20人</td></tr> </tbody> </table>	利用定員数	その他の乳児又は幼児の数	1人以上5人以下	1人	6人以上7人以下	2人	8人以上10人以下	3人	11人以上15人以下	4人	16人以上20人以下	5人	21人以上25人以下	6人	26人以上30人以下	7人	31人以上40人以下	10人	41人以上50人以下	12人	51人以上60人以下	15人	61人以上70人以下	20人	71人以上	20人	<p>国の基準と本市の実情を検討した結果、適当であると判断したため、国の基準を用いて、東大阪市の基準とすることとした。</p>	<p>参酌すべき基準</p>
	利用定員数	その他の乳児又は幼児の数																											
1人以上5人以下	1人																												
6人以上7人以下	2人																												
8人以上10人以下	3人																												
11人以上15人以下	4人																												
16人以上20人以下	5人																												
21人以上25人以下	6人																												
26人以上30人以下	7人																												
31人以上40人以下	10人																												
41人以上50人以下	12人																												
51人以上60人以下	15人																												
61人以上70人以下	20人																												
71人以上	20人																												

項目	児童福祉施設の備及び運営に関する基準（国の基準）	東大阪市の方針・考え方	分類
設備の基準	<p>第E①条 事業所内保育事業（利用定員が二十人以上のものに限る。以下この条及び次条において「保育所型事業所内保育事業」という。）を行う事業所（「保育所型事業所内保育事業所」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 乳児又は満二歳に満たない幼児を入所させる保育所型事業所内保育事業所には、<u>乳児室又はほふく室、医務室、調理室（当該保育所型事業所内保育事業所を設置及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。第五号において同じ。）及び便所を設けること。</u></p> <p>二 乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児一人につき一・六五平方メートル以上であること。</p> <p>三 ほふく室の面積は、乳児又は第一号の幼児一人につき三・三平方メートル以上であること。</p> <p>四 乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。</p> <p>五 <u>満二歳以上の幼児（法第六条の三第十二項第二号の規定に基づき保育が必要と認められる児童であつて満三歳以上のものを受け入れる場合にあつては、当該児童を含む。以下この章において同じ。）を入所させる保育所型事業所内保育事業所には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場（保育所型事業所内保育事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。次号において同じ。）</u>、調理室及び便所を設けること。</p> <p>六 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児一人につき一・九八平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は、前号の幼児一人につき三・三平方メートル以上であること。</p> <p>七 保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。</p> <p>八 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を二階に設ける建物は、次のイ、ロ及びへの要件に、保育室等を三階以上に設ける建物は、次に掲げる要件に該当するものであること。</p> <p>イ 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第二条第九号の二に規定する耐火建築物又は同条第九号の三に規定する準耐火建築物であること。</p> <p>ロ 保育室等が設けられている次の表の上欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表のげらんに掲げる施設又は設備が一以上設けられていること。</p>	<p>国の基準と本市の実情を検討した結果、適当であると判断したため、国の基準を用いて、東大阪市の基準とすることとした。</p>	<p>下線部分は従うべき基準、その他は参酌すべき基準</p>

項目	児童福祉施設の備及び運営に関する基準（国の基準）			東大阪市の方針・考え方	分類
設備の基準	階	区分	設備	国の基準と本市の実情を検討した結果、適当であると判断したため、国の基準を用いて、東大阪市の基準とすることとした。	下線部分は従うべき基準、その他は参酌すべき基準
	2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段		
		避難用	1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段		
	3階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段		
		避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段		
	4階以上の階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段		
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第2号、第3号及び第9号を満たすものとする。） 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段			
<p>ハ ロに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が三十メートル以下となるように設けられていること。</p> <p>ニ 保育所型事業所内保育事業所の調理室（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。ニにおいて同じ。）以外の部分と保育所の調理室の部分とが建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第百十二条第一項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。</p>					

項目	児童福祉施設の備及び運営に関する基準（国の基準）	東大阪市の方針・考え方	分類
設備の基準	<p>(1) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。</p> <p>(2) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。</p> <p>ホ 保育所型事業所内保育事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。</p> <p>ヘ 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。</p> <p>ト 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。</p> <p>チ 保育所型事業所内保育事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防炎処理が施されていること。</p>	<p>国の基準と本市の実情を検討した結果、適当であると判断したため、国の基準を用いて、東大阪市の基準とすることとした。</p>	<p>下線部分は従うべき基準、その他は参酌すべき基準</p>
職員	<p>第E②条 保育所型事業所内保育事業所には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する事業所又は第A⑮条第一項の規定により搬入施設から食事を搬入する事業所にあつては、調理員を置かないことができる。</p>	<p>国の基準と本市の実情を検討した結果、満一歳以上満三歳に満たない幼児にかかる保育士の数については下記のとおりとし、それ以外の項目については国の基準を用いて、東大阪市の基準とすることとした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・満一歳以上満二歳に満たない幼児… おおむね五人につき一人 ・満二歳以上満三歳に満たない幼児… おおむね六人につき一人 	従うべき基準
	<p>第E②条第2項 保育士の数は、乳児おおむね三人につき一人以上、満一歳以上満三歳に満たない幼児おおむね六人につき一人以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所一につき二人を下回ることはできない。</p>		従うべき基準
連携施設に関する特例	<p>第E③条 保育所型事業所内保育事業を行う者にあつては、第A⑥条の規定にかかわらず、連携施設を確保しないことができる。</p>	<p>国の基準と本市の実情を検討した結果、適当であると判断したため、国の基準を用いて、東大阪市の基準とすることとした。</p>	従うべき基準
準用	<p>第E④条 第B③条から第B⑤条までの規定は、保育所型事業所内保育事業について準用する。この場合において、第B③条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第B⑤条において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「保育所型事業所内保育事業を行う者（第E④条において準用する次条及び第B⑤条において「保育所型事業所内保育事業者」という。）」と、第B④条及び第B⑤条中「家庭的保育事業者」とあるのは「保育所型事業所内保育事業者」とする。</p>	<p>国の基準と本市の実情を検討した結果、適当であると判断したため、国の基準を用いて、東大阪市の基準とすることとした。</p>	—

項目	児童福祉施設の備及び運営に関する基準（国の基準）	東大阪市の方針・考え方	分類
職員	<p>第E⑤条 事業所内保育事業（利用定員が十九人以下のものに限る。以下「小規模型事業所内保育事業」という。）を行う事業所（「小規模型事業所内保育事業所」という。）には、保育士その他保育に従事する職員として市町村長が行う研修を修了した者（以下この条において「保育従事者」という。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する事業所又は第A⑩条第一項の規定により搬入施設から食事を搬入する事業所にあつては、調理員を置かないことができる。</p>	<p>国の基準と本市の実情を検討した結果、満一歳以上満三歳に満たない幼児にかかる保育士の数については下記のとおりとし、それ以外の項目については国の基準を用いて、東大阪市の基準とすることとした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・満一歳以上満二歳に満たない幼児… おおむね五人につき一人 ・満二歳以上満三歳に満たない幼児… おおむね六人につき一人 	従うべき基準
	<p>第E⑤条第2項 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に一を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 乳児おおむね三人につき一人 二 満一歳以上満三歳に満たない幼児おおむね六人につき一人 三 満三歳以上満四歳に満たない児童おおむね二十人につき一人（法第六条の三第十二項第二号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） 四 満四歳以上の児童おおむね三十人につき一人 		従うべき基準
	<p>第E⑤条第3項 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該事業所に勤務する保健師又は看護師を、一人に限り、保育士とみなすことができる。</p>		従うべき基準
準用	<p>第E⑥条 第B③条から第B⑤条まで及び第C①条の規定は、小規模型事業所内保育事業について準用する。この場合において、第B③条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第B⑤条において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「小規模型事業所内保育事業を行う者（第E④条において準用する次条及び第B⑤条において「小規模型事業所内保育事業者」という。）」と、第B④条及び第B⑤条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模型事業所内保育事業者」と、第C①①条本文中「小規模保育事業所A型」とあるのは「小規模型事業所内保育事業所」と、同条第一号中「小規模保育事業所A型」とあるのは「小規模型事業所内保育事業所」と、「調理設備」とあるのは「調理設備（当該小規模型事業所内保育事業所を設置及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。第四号において同じ。））」と、同条第四号中「（法第六条の三第十項第二号）」とあるのは「法第六条の三第十二項第二号」と、「次号」とあるのは「第E⑤条において準用する第C①条第五号」とする。</p>	<p>国の基準と本市の実情を検討した結果、適当であると判断したため、国の基準を用いて、東大阪市の基準とすることとした。</p>	—

東大阪市特定教育・保育施設及び地域型事業の運営に関する基準を定める条例 (仮称・案)の方針・考え方

(総則)

項目	東大阪市特定教育・保育施設及び地域型事業の運営に関する基準 (国の基準)	東大阪市の方針・考え方
一般原則	<p>第3条 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者（以下「特定教育・保育施設等」という。）は、良質かつ適切な内容及び水準の特定教育・保育又は特定地域型保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指すものでなければならない</p>	<p>国の基準と本市の実情を検討した結果、適当であると判断したため、国の基準を用いて、東大阪市の基準とすることとした。</p>
	<p>第3条第2項 特定教育・保育施設等は、当該特定教育・保育施設等を利用する小学校就学前子どもの意思及び人格を尊重して、常に当該小学校就学前子どもの立場に立って特定教育・保育又は特定地域型保育を提供するように努めなければならない。</p>	<p>国の基準と本市の実情を検討した結果、適当であると判断したため、国の基準を用いて、東大阪市の基準とすることとした。</p>
	<p>第3条の第3項 特定教育・保育施設等は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</p>	<p>国の基準と本市の実情を検討した結果、適当であると判断したため、国の基準を用いて、東大阪市の基準とすることとした。</p>
	<p>第3条の第4項 特定教育・保育施設等は、当該特定教育・保育施設等を利用する小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。</p>	<p>国の基準と本市の実情を検討した結果、適当であると判断したため、国の基準を用いて、東大阪市の基準とすることとした。</p>

東大阪市特定教育・保育施設及び地域型事業の運営に関する基準を定める条例
(仮称・案)の方針・考え方

(総則)

項目	東大阪市特定教育・保施設及び地域型事業の運営に関する基準 (国の基準)	東大阪市の方針・考え方
----	-------------------------------------	-------------

(特定教育・保育施設の運営に関する基準)

利用定員	<p>第4条 特定教育・保育施設（認定こども園及び保育所に限る。）は、その利用定員（法第二十七条第一項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数を二十人以上とする。</p>	<p>国の基準と本市の実情を検討した結果、適当であると判断したため、国の基準を用いて、東大阪市の基準とすることとした。</p>
	<p>第4条の第2項 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる特定教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めるものとする。ただし、法第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分にあつては、満一歳に満たない小学校就学前子ども及び満一歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。</p> <p>一 認定こども園法第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分 二 幼稚園法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもの区分 三 保育所法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもの区分及び同項第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分</p>	<p>国の基準と本市の実情を検討した結果、適当であると判断したため、国の基準を用いて、東大阪市の基準とすることとした。</p>

東大阪市特定教育・保育施設及び地域型事業の運営に関する基準を定める条例 (仮称・案)の方針・考え方

(総則)

項目	東大阪市特定教育・保施設及び地域型事業の運営に関する基準（国の基準）	東大阪市の方針・考え方
内容及び手続の 説明及び同意	<p>第5条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用の申込みを行った支給認定保護者（以下「利用申込者」という。）に対し、第20条に規定する運営規程の概要、職員の勤務体制、利用者負担その他の利用申込者の教育・保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。</p>	<p>国の基準と本市の実情を検討した結果、適当であると判断したため、国の基準を用いて、東大阪市の基準とすることとした。</p>
	<p>第5条第2項 特定教育・保育施設は、利用申込者からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第五項で定めるところにより、当該利用申込者の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設は、当該文書を交付したものとみなす。 一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの イ 特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機と利用申込者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法 ロ 特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者の閲覧に供し、当該利用申込者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法） 二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法</p>	<p>国の基準と本市の実情を検討した結果、適当であると判断したため、国の基準を用いて、東大阪市の基準とすることとした。</p>
	<p>第5条第3項 前項に掲げる方法は、利用申込者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。</p>	<p>国の基準と本市の実情を検討した結果、適当であると判断したため、国の基準を用いて、東大阪市の基準とすることとした。</p>
	<p>第5条第4項 第二項第一号の「電子情報処理組織」とは、特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機と、利用申込者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。</p>	<p>国の基準と本市の実情を検討した結果、適当であると判断したため、国の基準を用いて、東大阪市の基準とすることとした。</p>

東大阪市特定教育・保育施設及び地域型事業の運営に関する基準を定める条例
(仮称・案)の方針・考え方

(総則)

項目	東大阪市特定教育・保施設及び地域型事業の運営に関する基準 (国の基準)	東大阪市の方針・考え方
	<p>第5条第5項 特定教育・保育施設は、第二項の規定により第一項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</p> <p>一 第二項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設が使用するもの</p> <p>二 ファイルへの記録の方式</p>	<p>国の基準と本市の実情を検討した結果、適当であると判断したため、国の基準を用いて、東大阪市の基準とすることとした。</p>
	<p>第5条第6項 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設は、当該利用申込者から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者に対し、第一項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。</p>	<p>国の基準と本市の実情を検討した結果、適当であると判断したため、国の基準を用いて、東大阪市の基準とすることとした。</p>

東大阪市特定教育・保育施設及び地域型事業の運営に関する基準を定める条例 (仮称・案)の方針・考え方

(総則)

項目	東大阪市特定教育・保施設及び地域型事業の運営に関する基準（国の基準）	東大阪市の方針・考え方
利用申込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止等	<p>第6条第1項 特定教育・保育施設は、支給認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。</p>	<p>国の基準と本市の実情を検討した結果、適当であると判断したため、国の基準を用いて、東大阪市の基準とすることとした。</p>
	<p>第6条第2項 特定教育・保育施設（幼稚園又は認定こども園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法（次項において「選考方法」という。）により選考しなければならない。</p>	<p>国の基準と本市の実情を検討した結果、適当であると判断したため、国の基準を用いて、東大阪市の基準とすることとした。</p>
	<p>第6条第3項 特定教育・保育施設（保育所又は認定こども園に限る。）は、利用の申込みに係る法第十九条第一項第二号又は第三号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第十九条第一項第二号又は第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の法第十九条第一項第二号又は第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第二十条第四項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる支給認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。</p>	<p>国の基準と本市の実情を検討した結果、適当であると判断したため、国の基準を用いて、東大阪市の基準とすることとした。</p>
	<p>第6条第4項 前二項の特定教育・保育施設は、第一項又は前項の選考方法をあらかじめ支給認定保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。</p>	<p>国の基準と本市の実情を検討した結果、適当であると判断したため、国の基準を用いて、東大阪市の基準とすることとした。</p>
	<p>第6条第5項 特定教育・保育施設は、利用申込者に係る支給認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。</p>	<p>国の基準と本市の実情を検討した結果、適当であると判断したため、国の基準を用いて、東大阪市の基準とすることとした。</p>

東大阪市特定教育・保育施設及び地域型事業の運営に関する基準を定める条例 (仮称・案)の方針・考え方

(総則)

項目	東大阪市特定教育・保施設及び地域型事業の運営に関する基準 (国の基準)	東大阪市の方針・考え方
あっせん、調整及び要請に対する協力	第7条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の利用について法第四十二条第一項の規定により本市が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。	国の基準と本市の実情を検討した結果、適当であると判断したため、国の基準を用いて、東大阪市の基準とすることとした。
	第7条第2項 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。）は、法第十九条第一項第二号又は第三号に掲げる小学校就学前子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法（昭和二十四年法律第百六十四号）第二十四条第三項（附則第七十三条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により本市が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。	国の基準と本市の実情を検討した結果、適当であると判断したため、国の基準を用いて、東大阪市の基準とすることとした。
受給資格等の確認	第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、支給認定保護者の提示する支給認定証によって、支給認定の有無、支給認定子どもの該当する法第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、支給認定の有効期間及び保育必要量等確かめるものとする。	国の基準と本市の実情を検討した結果、適当であると判断したため、国の基準を用いて、東大阪市の基準とすることとした。
支給認定の申請に係る援助	第9条 特定教育・保育施設は、支給認定を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。	国の基準と本市の実情を検討した結果、適当であると判断したため、国の基準を用いて、東大阪市の基準とすることとした。
	第9条第2項 特定教育・保育施設は、支給認定の変更の認定の申請が遅くとも支給認定保護者が受けている支給認定の有効期間の満了日の三十日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない理由がある場合には、この限りではない。	国の基準と本市の実情を検討した結果、適当であると判断したため、国の基準を用いて、東大阪市の基準とすることとした。
心身の状況等の把握	第10条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供に当たっては、支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。	国の基準と本市の実情を検討した結果、適当であると判断したため、国の基準を用いて、東大阪市の基準とすることとした。
小学校等との連携	第11条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の終了に際しては、支給認定子どもについて、小学校における教育又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、支給認定子どもに係る情報の提供その他小学校、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関との密接な連携に努めなければならない。	国の基準と本市の実情を検討した結果、適当であると判断したため、国の基準を用いて、東大阪市の基準とすることとした。

東大阪市特定教育・保育施設及び地域型事業の運営に関する基準を定める条例 (仮称・案) の方針・考え方

(総則)

項目	東大阪市特定教育・保施設及び地域型事業の運営に関する基準（国の基準）	東大阪市の方針・考え方
教育・保育の提供の記録	第12条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を提供した際は、提供日、内容その他必要な事項を記録しなければならない。	国の基準と本市の実情を検討した結果、適当であると判断したため、国の基準を用いて、東大阪市の基準とすることとした。
利用者負担額等の受領	第13条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育（特別利用保育及び特別利用教育を含む。以下この条及び次条において同じ。）を提供した際は、支給認定保護者から当該特定教育・保育に係る利用者負担額（法第二十七条第三項第二号に掲げる額（特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあっては法第二十八条第二項第二号に規定する本市が定める額とし、特別利用教育を提供する場合にあっては法第二十八条第二項第三号に規定する本市が定める額とする。）をいう。第三項において同じ。）の支払を受けるものとする。	国の基準と本市の実情を検討した結果、適当であると判断したため、国の基準を用いて、東大阪市の基準とすることとした。
	第13条第2項 特定教育・保育施設は、法定代理受領を受けないときは、支給認定保護者から、当該特定教育・保育に係る特定教育・保育費用基準額（法第二十七条第三項第一号に規定する額（その額が現に当該特定教育・保育に要した費用を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額）をいい、当該特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあっては法第二十八条第二項第二号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用保育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額）を、特別利用教育を提供する場合にあっては法第二十八条第二項第三号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用教育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用教育に要した費用の額）をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。	国の基準と本市の実情を検討した結果、適当であると判断したため、国の基準を用いて、東大阪市の基準とすることとした。
	第13条第3項 特定教育・保育施設は、前二項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育の提供に当たって、当該特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定教育・保育に要する費用として見込まれるものの額と特定教育・保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払いを支給認定保護者から受けることができる。	国の基準と本市の実情を検討した結果、適当であると判断したため、国の基準を用いて、東大阪市の基準とすることとした。
	第13条第4項 特定教育・保育施設は、前三項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の額の支払を支給認定保護者から受けることができる。 一 日用品、文房具その他の特定教育・保育に必要な物品の購入に要する費用 二 特定教育・保育等に係る行事への参加に要する費用 三 食事の提供に要する費用（法第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもに対する食事の提供に要する費用を除き、同項第二号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。） 四 特定教育・保育施設に通う際に提供される便宜に要する費用 五 前四号に掲げるもののほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定教育・保育施設の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、支給認定保護者に負担させることが適当と認められるもの	国の基準と本市の実情を検討した結果、適当であると判断したため、国の基準を用いて、東大阪市の基準とすることとした。

東大阪市特定教育・保育施設及び地域型事業の運営に関する基準を定める条例 (仮称・案)の方針・考え方

(総則)

項目	東大阪市特定教育・保施設及び地域型事業の運営に関する基準（国の基準）	東大阪市の方針・考え方
	<p>第13条第5項 特定教育・保育施設は、前四項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給認定保護者に対し交付しなければならない。</p> <p>第13条第6項 特定教育・保育施設は、第三項及び第四項までの金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに支給認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第四項の規定による金銭の支払については、文書によることを要しない。</p>	<p>国の基準と本市の実情を検討した結果、適当であると判断したため、国の基準を用いて、東大阪市の基準とすることとした。</p> <p>国の基準と本市の実情を検討した結果、適当であると判断したため、国の基準を用いて、東大阪市の基準とすることとした。</p>
施設型給付費等の額に係る通知等	<p>第14条 特定教育・保育施設は、法定代理受領により特定教育・保育に係る施設型給付費（法第二十八条第一項に規定する特例施設型給付費を含む。以下この項において同じ。）の支給を受けた場合は、支給認定保護者に対し、当該支給認定保護者に係る施設型給付費の額を通知しなければならない。</p>	<p>国の基準と本市の実情を検討した結果、適当であると判断したため、国の基準を用いて、東大阪市の基準とすることとした。</p>
	<p>第14条第2項 特定教育・保育施設は、前条第二項の法定代理受領を行わない特定教育・保育に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定教育・保育の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定教育・保育提供証明書を支給認定保護者に対して交付しなければならない。</p>	<p>国の基準と本市の実情を検討した結果、適当であると判断したため、国の基準を用いて、東大阪市の基準とすることとした。</p>
特定教育・保育の取扱方針	<p>第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>一 幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号。以下「認定こども園法」という。）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。） 幼保連携型認定こども園教育・保育要領（認定こども園法第十条第一項の規定に基づき主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項をいう。）</p> <p>二 認定こども園（認定こども園法第三条第一項又は第三項の認定を受けた施設及び同条第九項の規定による公示がされたものに限る。） 次号及び第四号に掲げる事項</p> <p>三 幼稚園幼稚園教育要領（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二十五条の規定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の教育内容に関する事項をいう。）</p> <p>四 保育所児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和三十二年厚生省令第六十三号）第三十五条の規定に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針</p>	<p>国の基準と本市の実情を検討した結果、適当であると判断したため、国の基準を用いて、東大阪市の基準とすることとした。</p>
	<p>第15条第2項 前項第二号に掲げる認定こども園が特定教育・保育を提供するに当たっては、同号に掲げるもののほか、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえなければならない。</p>	<p>国の基準と本市の実情を検討した結果、適当であると判断したため、国の基準を用いて、東大阪市の基準とすることとした。</p>

東大阪市特定教育・保育施設及び地域型事業の運営に関する基準を定める条例 (仮称・案)の方針・考え方

(総則)

項目	東大阪市特定教育・保施設及び地域型事業の運営に関する基準（国の基準）	東大阪市の方針・考え方
特定教育・保育に関する評価等	第16条 特定教育・保育施設は、自らその提供する特定教育・保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。	国の基準と本市の実情を検討した結果、適当であると判断したため、国の基準を用いて、東大阪市の基準とすることとした。
	第16条第2項 特定教育・保育施設は、定期的に当該特定教育・保育施設を利用する支給認定保護者その他の特定教育・保育施設の関係者（当該特定教育・保育施設の職員を除く。）による評価又は外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。	国の基準と本市の実情を検討した結果、適当であると判断したため、国の基準を用いて、東大阪市の基準とすることとした。
相談及び援助	第17条 特定教育・保育施設は、常に支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、支給認定子ども又はその保護者に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。	国の基準と本市の実情を検討した結果、適当であると判断したため、国の基準を用いて、東大阪市の基準とすることとした。
緊急時等の対応	第18条 特定教育・保育施設の職員は、現に特定教育・保育の提供を行っているときに支給認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該支給認定子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。	国の基準と本市の実情を検討した結果、適当であると判断したため、国の基準を用いて、東大阪市の基準とすることとした。
支給認定保護者に関する本市への通知	第19条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を受けている支給認定子どもの保護者が偽りその他不正な行為によって施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を本市に通知しなければならない。	国の基準と本市の実情を検討した結果、適当であると判断したため、国の基準を用いて、東大阪市の基準とすることとした。
運営規程	第20条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（以下第23条において「運営規程」という。）を定めておかななければならない。 一 施設の目的及び運営の方針 二 提供する特定教育・保育の内容 三 職員の職種、員数及び職務の内容 四 特定教育・保育の提供を行う日（法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員を定めている施設にあっては、学期を含む。以下この号において同じ。）及び時間、提供を行わない日 五 支給認定保護者から受領する利用者負担その他の費用の種類、支払いを求める理由及びその額 六 第4条第二項各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員 七 特定教育・保育施設の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項（第6条第二項及び第三項に規定する選考方法を含む。） 八 緊急時等における対応方法 九 非常災害対策 十 虐待の防止のための措置に関する事項 十一 その他特定教育・保育施設の運営に関する重要事項	国の基準と本市の実情を検討した結果、適当であると判断したため、国の基準を用いて、東大阪市の基準とすることとした。

東大阪市特定教育・保育施設及び地域型事業の運営に関する基準を定める条例 (仮称・案)の方針・考え方

(総則)

項目	東大阪市特定教育・保育施設及び地域型事業の運営に関する基準（国の基準）	東大阪市の方針・考え方
勤務体制の確保等	第21条 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対し、適切な特定教育・保育を提供することができるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。	国の基準と本市の実情を検討した結果、適当であると判断したため、国の基準を用いて、東大阪市の基準とすることとした。
	第21条第2項 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の職員によって特定教育・保育を提供しなければならない。ただし、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。	国の基準と本市の実情を検討した結果、適当であると判断したため、国の基準を用いて、東大阪市の基準とすることとした。
	第21条第3項 特定教育・保育施設は、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。	国の基準と本市の実情を検討した結果、適当であると判断したため、国の基準を用いて、東大阪市の基準とすることとした。
定員の遵守	第22条 特定教育・保育施設は、利用定員を超えて特定教育・保育の提供を行ってはならない。ただし、年度中における特定教育・保育に対する需要の増大への対応、法第三十四条第五項に規定する便宜の提供への対応、児童福祉法第二十四条第五項又は第六項に規定する措置への対応、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。	国の基準と本市の実情を検討した結果、適当であると判断したため、国の基準を用いて、東大阪市の基準とすることとした。
掲示	第23条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の利用に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。	国の基準と本市の実情を検討した結果、適当であると判断したため、国の基準を用いて、東大阪市の基準とすることとした。
支給認定子どもを平等に取り扱う原則	第24条 特定教育・保育施設においては、支給認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は特定教育・保育の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。	国の基準と本市の実情を検討した結果、適当であると判断したため、国の基準を用いて、東大阪市の基準とすることとした。
虐待等の禁止	第25条 特定教育・保育施設の職員は、支給認定子どもに対し、児童福祉法第三十三条の十各号に掲げる行為その他当該支給認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	国の基準と本市の実情を検討した結果、適当であると判断したため、国の基準を用いて、東大阪市の基準とすることとした。
懲戒に係る権限の濫用禁止	第26条 特定教育・保育施設（幼保連携型認定こども園及び保育所に限る。以下この条において同じ。）の長たる特定教育・保育施設の管理者は、支給認定子どもに対し児童福祉法第四十七条第三項の規定により懲戒に関しその支給認定子どもの福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。	国の基準と本市の実情を検討した結果、適当であると判断したため、国の基準を用いて、東大阪市の基準とすることとした。

東大阪市特定教育・保育施設及び地域型事業の運営に関する基準を定める条例
(仮称・案)の方針・考え方

(総則)

項目	東大阪市特定教育・保育施設及び地域型事業の運営に関する基準（国の基準）	東大阪市の方針・考え方
秘密保持等	第27条 特定教育・保育施設の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た支給認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。	国の基準と本市の実情を検討した結果、適当であると判断したため、国の基準を用いて、東大阪市の基準とすることとした。
	第27条第2項 特定教育・保育施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た支給認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。	国の基準と本市の実情を検討した結果、適当であると判断したため、国の基準を用いて、東大阪市の基準とすることとした。
	第27条第3項 特定教育・保育施設は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、支給認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該支給認定子どもの保護者の同意を得ておかななければならない。	国の基準と本市の実情を検討した結果、適当であると判断したため、国の基準を用いて、東大阪市の基準とすることとした。
情報の提供等	第28条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育施設を利用しようとする小学校就学前子どもに係る支給認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定教育・保育施設を選択することができるように、当該特定教育・保育施設が提供する特定教育・保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。	国の基準と本市の実情を検討した結果、適当であると判断したため、国の基準を用いて、東大阪市の基準とすることとした。
	第28条第2項 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。	国の基準と本市の実情を検討した結果、適当であると判断したため、国の基準を用いて、東大阪市の基準とすることとした。
利益供与等の禁止	第29条 特定教育・保育施設は、利用者支援事業（子ども・子育て支援法第五十九条第一号に規定する事業をいう。）その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者（次項において「利用者支援事業者等」という。）教育・保育施設若しくは地域型保育を行う者等又はその職員に対し、小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定教育・保育施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。	国の基準と本市の実情を検討した結果、適当であると判断したため、国の基準を用いて、東大阪市の基準とすることとした。
	第29条第2項 特定教育・保育施設は、利用者支援事業者等、教育・保育施設若しくは地域型保育を行う者等又はその職員から、小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を收受してはならない。	国の基準と本市の実情を検討した結果、適当であると判断したため、国の基準を用いて、東大阪市の基準とすることとした。

東大阪市特定教育・保育施設及び地域型事業の運営に関する基準を定める条例
(仮称・案)の方針・考え方

(総則)

項目	東大阪市特定教育・保施設及び地域型事業の運営に関する基準（国の基準）	東大阪市の方針・考え方
苦情解決	<p>第30条 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する支給認定子ども又は支給認定保護者その他の当該支給認定子どもの家族（以下この条において「支給認定子ども等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>国の基準と本市の実情を検討した結果、適当であると判断したため、国の基準を用いて、東大阪市の基準とすることとした。</p>
	<p>第30条第2項 特定教育・保育施設は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。</p>	<p>国の基準と本市の実情を検討した結果、適当であると判断したため、国の基準を用いて、東大阪市の基準とすることとした。</p>
	<p>第30条第3項 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する支給認定子ども等からの苦情に関して本市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。</p>	<p>国の基準と本市の実情を検討した結果、適当であると判断したため、国の基準を用いて、東大阪市の基準とすることとした。</p>
	<p>第30条第4項 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関し、法第十四条第一項の規定により本市が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該本市の職員からの質問若しくは特定教育・保育施設の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び支給認定子ども等からの苦情に関して本市が行う調査に協力するとともに、本市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。</p>	<p>国の基準と本市の実情を検討した結果、適当であると判断したため、国の基準を用いて、東大阪市の基準とすることとした。</p>
	<p>第30条第5項 特定教育・保育施設は、本市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を本市に報告しなければならない。</p>	<p>国の基準と本市の実情を検討した結果、適当であると判断したため、国の基準を用いて、東大阪市の基準とすることとした。</p>
地域との連携等	<p>第31条 特定教育・保育施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。</p>	<p>国の基準と本市の実情を検討した結果、適当であると判断したため、国の基準を用いて、東大阪市の基準とすることとした。</p>

東大阪市特定教育・保育施設及び地域型事業の運営に関する基準を定める条例 (仮称・案)の方針・考え方

(総則)

項目	東大阪市特定教育・保施設及び地域型事業の運営に関する基準（国の基準）	東大阪市の方針・考え方
事故発生防止及び発生時の対応	<p>第32条 特定教育・保育施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。</p> <p>一 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生防止のための指針を整備すること。</p> <p>二 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。</p> <p>三 事故発生防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。</p>	<p>国の基準と本市の実情を検討した結果、適当であると判断したため、国の基準を用いて、東大阪市の基準とすることとした。</p>
	<p>第32条第2項 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに本市、当該支給認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>国の基準と本市の実情を検討した結果、適当であると判断したため、国の基準を用いて、東大阪市の基準とすることとした。</p>
	<p>第32条第3項 特定教育・保育施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。</p>	<p>国の基準と本市の実情を検討した結果、適当であると判断したため、国の基準を用いて、東大阪市の基準とすることとした。</p>
	<p>第32条第4項 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。</p>	<p>国の基準と本市の実情を検討した結果、適当であると判断したため、国の基準を用いて、東大阪市の基準とすることとした。</p>
会計の区分	<p>第33条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。</p>	<p>国の基準と本市の実情を検討した結果、適当であると判断したため、国の基準を用いて、東大阪市の基準とすることとした。</p>
記録の整備	<p>第34条 特定教育・保育施設は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。</p>	<p>国の基準と本市の実情を検討した結果、適当であると判断したため、国の基準を用いて、東大阪市の基準とすることとした。</p>
	<p>第34条第2項 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から五年間保存しなければならない。</p> <p>一 第15条第一項各号に定めるものに基づく特定教育・保育の提供に当たっての計画</p> <p>二 第12条第一項に規定する提供した特定教育・保育に係る必要な事項の提供の記録</p> <p>三 第19条に規定する市町村への通知に係る記録</p> <p>四 第30条第二項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>五 第32条第三項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p>	<p>国の基準と本市の実情を検討した結果、適当であると判断したため、国の基準を用いて、東大阪市の基準とすることとした。</p>

東大阪市特定教育・保育施設及び地域型事業の運営に関する基準を定める条例 (仮称・案)の方針・考え方

(総則)

項目	東大阪市特定教育・保施設及び地域型事業の運営に関する基準 (国の基準)	東大阪市の方針・考え方
----	-------------------------------------	-------------

(特例施設型給付費に関する基準)

特別利用保育の 基準	<p>第35条 特定教育・保育施設（保育所に限る。この条において同じ。）が法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第三十四条第一項第三号に規定する基準を遵守しなければならない。</p>	<p>国の基準と本市の実情を検討した結果、適当であると判断したため、国の基準を用いて、東大阪市の基準とすることとした。</p>
	<p>第35条第2項 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの数及び法第十九条第一項第二号に掲げる利用中の子どもの総数が、第4条第二項第三号の規定により定められた法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。</p>	<p>国の基準と本市の実情を検討した結果、適当であると判断したため、国の基準を用いて、東大阪市の基準とすることとした。</p>
	<p>第35条第3項 特定教育・保育施設が、第一項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を含むものとして、本章（第6条第三項及び第7条第二項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第二項中「特定教育・保育施設（幼稚園又は認定こども園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」とあるのは「法第十九条第一項第一号又は第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」と、「法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とする。</p>	<p>国の基準と本市の実情を検討した結果、適当であると判断したため、国の基準を用いて、東大阪市の基準とすることとした。</p>

東大阪市特定教育・保育施設及び地域型事業の運営に関する基準を定める条例 (仮称・案)の方針・考え方

(総則)

項目	東大阪市特定教育・保施設及び地域型事業の運営に関する基準（国の基準）	東大阪市の方針・考え方
特別利用教育の基準	<p>第36条 特定教育・保育施設（幼稚園に限る。次項において同じ。）が法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第三十四条第一項第二号に規定する基準を遵守しなければならない。</p>	<p>国の基準と本市の実情を検討した結果、適当であると判断したため、国の基準を用いて、東大阪市の基準とすることとした。</p>
	<p>第36条第2項 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの数及び法第十九条第一項第一号に掲げる利用中の子どもの総数が、第4条第二項第二号の規定により定められた法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。</p>	<p>国の基準と本市の実情を検討した結果、適当であると判断したため、国の基準を用いて、東大阪市の基準とすることとした。</p>
	<p>第36条第3項 特定教育・保育施設が、第一項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を含むものとして、本章（第6条第三項及び第7条第二項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第二項中「利用の申込みに係る法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、第13条第四項第三号中「除き、同項第二号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。」とあるのは「除く。」とする。</p>	<p>国の基準と本市の実情を検討した結果、適当であると判断したため、国の基準を用いて、東大阪市の基準とすることとした。</p>
利用定員	<p>第37条 特定地域型保育事業のうち、家庭的保育事業にあつては、その利用定員（法第二十九条第一項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数を一人以上五人以下、小規模保育事業A型（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成二十六年厚生労働省令第号）第28条に規定する小規模保育事業A型をいう。）及び小規模保育事業B型（同省令第31条に規定する小規模保育事業B型をいう。））にあつては、その利用定員の数を六人以上十九人以下、小規模保育事業C型（同省令第33条に規定する小規模保育事業C型をいう。））にあつては、その利用定員の数を六人以上十人以下、居宅訪問型保育事業にあつては、その利用定員の数を一人とする。</p>	<p>国の基準と本市の実情を検討した結果、適当であると判断したため、国の基準を用いて、東大阪市の基準とすることとした。</p>
	<p>第37条第2項 特定地域型保育事業者は、地域型保育の種類及び当該地域型保育の種類に係る地域型保育事業を行う事業所ごとに、法第十九条第一号第三号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員（事業所内保育の事業を行う事業所にあつては、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育の事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども（当該事業所内保育の事業が、事業主団体に係るものにあつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等（児童福祉法第六条の第三十二項第一号ハに規定する共済組合等をいう。）に係るものにあつては共済組合等の構成員（同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。）の監護する小学校就学前子どもとする。）及びその他の小学校就学前子どもごとに定める法第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。）を、満一歳に満たない小学校就学前子どもと満一歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。</p>	<p>国の基準と本市の実情を検討した結果、適当であると判断したため、国の基準を用いて、東大阪市の基準とすることとした。</p>
内容及び手続の説明及び同意	<p>第38条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者に対し、第46条に規定する運営規程の概要、第42条に規定する連携施設の種類、名称、連携協力の概要、職員の勤務体制、利用者負担その他の利用申込者の保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。</p>	<p>国の基準と本市の実情を検討した結果、適当であると判断したため、国の基準を用いて、東大阪市の基準とすることとした。</p>
	<p>第38条第2項 第5条第二項から第六項までの規定は、前項の規定による文書の交付について準用する。</p>	<p>国の基準と本市の実情を検討した結果、適当であると判断したため、国の基準を用いて、東大阪市の基準とすることとした。</p>

東大阪市特定教育・保育施設及び地域型事業の運営に関する基準を定める条例 (仮称・案)の方針・考え方

(総則)

項目	東大阪市特定教育・保施設及び地域型事業の運営に関する基準 (国の基準)	東大阪市の方針・考え方
正当な理由のない提供拒否の禁止等	第39条 特定地域型保育事業者は、支給認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。	国の基準と本市の実情を検討した結果、適当であると判断したため、国の基準を用いて、東大阪市の基準とすることとした。
	第39条第2項 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、当該特定地域型保育事業者の法第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第二十条第四項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる支給認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。	国の基準と本市の実情を検討した結果、適当であると判断したため、国の基準を用いて、東大阪市の基準とすることとした。
	第39条第3項 前項の特定地域型保育事業者は、前項の選考方法をあらかじめ支給認定保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。	国の基準と本市の実情を検討した結果、適当であると判断したため、国の基準を用いて、東大阪市の基準とすることとした。
	第39条第4項 特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る児童に対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。	国の基準と本市の実情を検討した結果、適当であると判断したため、国の基準を用いて、東大阪市の基準とすることとした。
あっせん、調整及び要請に対する協力	第40条 特定地域型保育事業者は、当該特定地域型保育事業の利用について法第四十二条第一項の規定により本市が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。	国の基準と本市の実情を検討した結果、適当であると判断したため、国の基準を用いて、東大阪市の基準とすることとした。
	第40条第2項 特定地域型保育事業者は、法第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第二十四条第三項（附則第七十三条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により本市が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。	国の基準と本市の実情を検討した結果、適当であると判断したため、国の基準を用いて、東大阪市の基準とすることとした。
心身の状況等の把握	第41条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。	国の基準と本市の実情を検討した結果、適当であると判断したため、国の基準を用いて、東大阪市の基準とすることとした。

東大阪市特定教育・保育施設及び地域型事業の運営に関する基準を定める条例 (仮称・案)の方針・考え方

(総則)

項目	東大阪市特定教育・保施設及び地域型事業の運営に関する基準（国の基準）	東大阪市の方針・考え方
特定教育・保育施設等との連携	<p>第42条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。この項において同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び、必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力をを行う特定教育・保育施設（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であって、連携施設の確保が著しく困難であると本市が認めるものにおいて特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。</p> <p>一 特定地域型保育の提供を受けている支給認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。</p> <p>二 必要に応じて、代替保育（特定地域型保育事業所の職員の病気、休暇等により特定地域型保育を提供することができない場合に、当該特定地域型保育事業者に代わって提供する特定教育・保育をいう。）を提供すること。</p> <p>三 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた支給認定子ども（事業所内保育事業を利用する支給認定子どもにあつては、第37条第二項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該支給認定子どもに係る支給認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて特定教育・保育を提供すること。</p>	<p>国の基準と本市の実情を検討した結果、適当であると判断したため、国の基準を用いて、東大阪市の基準とすることとした。</p>
	<p>第42条第2項 宅訪問型保育事業を行う者は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第 号）第36条第一号に規定する乳幼児に対する保育を行う場合にあつては、前項本文の規定にかかわらず、当該乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所支援施設（児童福祉法第四十二条に規定する障害児入所施設をいう。）その他の本市の指定する施設（以下この項において「居宅訪問型保育連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であつて、居宅訪問型保育連携施設の確保が著しく困難であると本市が認めるものにおいて居宅訪問型保育を行う居宅訪問型保育事業者については、この限りでない。</p>	<p>国の基準と本市の実情を検討した結果、適当であると判断したため、国の基準を用いて、東大阪市の基準とすることとした。</p>
	<p>第42条第3項 事業所内保育事業を行う者であつて、第37条第二項の規定により定める利用定員が二十人以上のものについては、第一項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たつて、第一項第一号及び第二号に係る連携協力を求めることを要しない。</p>	<p>国の基準と本市の実情を検討した結果、適当であると判断したため、国の基準を用いて、東大阪市の基準とすることとした。</p>
	<p>第42条第4項 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の終了に際しては、支給認定子どもについて、連携施設又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、支給認定子どもに係る情報の提供その他連携施設、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を実施する者等との密接な連携に努めなければならない。</p>	<p>国の基準と本市の実情を検討した結果、適当であると判断したため、国の基準を用いて、東大阪市の基準とすることとした。</p>

東大阪市特定教育・保育施設及び地域型事業の運営に関する基準を定める条例 (仮称・案)の方針・考え方

(総則)

項目	東大阪市特定教育・保施設及び地域型事業の運営に関する基準 (国の基準)	東大阪市の方針・考え方
利用者負担額等の受領	<p>第43条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育（特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。以下この条及び第50条において準用する第14条において同じ。）を提供した際は、支給認定保護者から当該特定地域型保育に係る利用者負担額（法第二十九条第三項第二号に掲げる額（当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあっては法第三十条第二項第二号に規定する本市が定める額とし、特定利用地域型保育を提供する場合にあっては法第三十条第二項第三号に規定する本市が定める額とする。）をいう。第三項において同じ。）の支払を受けるものとする。</p>	<p>国の基準と本市の実情を検討した結果、適当であると判断したため、国の基準を用いて、東大阪市の基準とすることとした。</p>
	<p>第43条第2項 特定地域型保育事業者は、法定代理受領を受けないときは、支給認定保護者から、当該特定地域型保育に係る特定地域型保育費用基準額（法第二十九条第三項第一号に掲げる額（その額が現に当該特定地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定地域型保育に要した費用の額）をいい、当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあっては法第三十条第二項第二号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額）を、特定利用地域型保育を提供する場合にあっては法第三十条第二項第三号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特定利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定利用地域型保育に要した費用の額）をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。</p>	<p>国の基準と本市の実情を検討した結果、適当であると判断したため、国の基準を用いて、東大阪市の基準とすることとした。</p>
	<p>第43条第3項 特定地域型保育事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育の提供に当たって、当該特定地域型保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定地域型保育に要する費用として見込まれるものの額と特定地域型保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払いを支給認定保護者から受けることができる。</p>	<p>国の基準と本市の実情を検討した結果、適当であると判断したため、国の基準を用いて、東大阪市の基準とすることとした。</p>
	<p>第43条第4項 特定地域型保育事業者は、前三項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の額の支払を支給認定保護者から受けることができる。 一 日用品、文房具その他の特定教育・保育に必要な物品 二 特定地域型保育等に係る行事への参加に要する費用 三 特定地域型保育事業を行う事業所に通う際に提供される便宜に要する費用 四 前三号に掲げるもののほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定地域型保育事業の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、支給認定保護者に負担させることが適当と認められるもの</p>	<p>国の基準と本市の実情を検討した結果、適当であると判断したため、国の基準を用いて、東大阪市の基準とすることとした。</p>
	<p>第43条第5項 特定地域型保育事業者は、前四項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給認定保護者に対し交付しなければならない。</p>	<p>国の基準と本市の実情を検討した結果、適当であると判断したため、国の基準を用いて、東大阪市の基準とすることとした。</p>
	<p>第43条第6項 特定地域型保育事業者は、第三項及び第四項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の使途及び額並びに支給認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第四項の規定による金銭の支払については、文書によることを要しない。</p>	<p>国の基準と本市の実情を検討した結果、適当であると判断したため、国の基準を用いて、東大阪市の基準とすることとした。</p>

東大阪市特定教育・保育施設及び地域型事業の運営に関する基準を定める条例 (仮称・案)の方針・考え方

(総則)

項目	東大阪市特定教育・保施設及び地域型事業の運営に関する基準（国の基準）	東大阪市の方針・考え方
特定地域型保育の取扱方針	第44条 特定地域型保育事業者は、児童福祉施設及び運営に関する基準第三十五条の規定に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、小学校就学前子ども達の心身の状況等に応じて、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。	国の基準と本市の実情を検討した結果、適当であると判断したため、国の基準を用いて、東大阪市の基準とすることとした。
特定地域型保育に関する評価等	第45条 特定地域型保育事業者は、自らその提供する特定地域型保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。	国の基準と本市の実情を検討した結果、適当であると判断したため、国の基準を用いて、東大阪市の基準とすることとした。
運営規程	第45条第2項 特定地域型保育事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。 第46条 特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（第50条において準用する第24条において「運営規程」という。）を定めておかななければならない。 一 事業の目的及び運営の方針 二 提供する特定地域型保育の内容 三 職員の職種、員数及び職務の内容 四 特定地域型保育の提供を行う日及び時間、提供を行わない日 五 支給認定保護者から受領する利用者負担その他の費用の種類、理由及びその額 六 利用定員 七 特定地域型保育事業の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項（第39条第二項に規定する選考方法を含む。） 八 緊急時等における対応方法 九 非常災害対策 十 虐待の防止のための措置に関する事項 十一 その他特定地域型保育事業の運営に関する重要事項	国の基準と本市の実情を検討した結果、適当であると判断したため、国の基準を用いて、東大阪市の基準とすることとした。
勤務体制の確保等	第47条 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対し、適切な特定地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかななければならない。 第47条第2項 特定教育・保育施設は、特定地域型保育事業所ごとに、当該特定地域型保育事業所の職員によって特定教育・保育を提供しなければならない。ただし、支給認定子どもに対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。 第47条第3項 特定地域型保育事業者は、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。	国の基準と本市の実情を検討した結果、適当であると判断したため、国の基準を用いて、東大阪市の基準とすることとした。 国の基準と本市の実情を検討した結果、適当であると判断したため、国の基準を用いて、東大阪市の基準とすることとした。 国の基準と本市の実情を検討した結果、適当であると判断したため、国の基準を用いて、東大阪市の基準とすることとした。

東大阪市特定教育・保育施設及び地域型事業の運営に関する基準を定める条例
(仮称・案)の方針・考え方

(総則)

項目	東大阪市特定教育・保施設及び地域型事業の運営に関する基準（国の基準）	東大阪市の方針・考え方
定員の遵守	第48条 特定地域型保育事業者は、利用定員の定員を超えて特定地域型保育の提供を行ってはならない。ただし、年度中における特定地域型保育に対する需要の増大への対応、法第三十四条第五項に規定する便宜の提供への対応、児童福祉法第二十四条第六項に規定する措置への対応、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。	国の基準と本市の実情を検討した結果、適当であると判断したため、国の基準を用いて、東大阪市の基準とすることとした。
記録の整備	第49条 特定地域型保育事業者は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。	国の基準と本市の実情を検討した結果、適当であると判断したため、国の基準を用いて、東大阪市の基準とすることとした。
	第49条第2項 特定地域型保育事業者は、支給認定子どもに対する特定地域型保育の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から五年間保存しなければならない。 一 第44条に定めるものに基づく特定地域型保育の提供に当たっての計画 二 次条において準用する第12条第一項に規定する提供した特定地域型保育に係る必要な事項の提供の記録 三 次条において準用する第19条に規定する本市への通知に係る記録 四 次条において準用する第30条第二項に規定する苦情の内容等の記録 五 次条において準用する第32条第三項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	国の基準と本市の実情を検討した結果、適当であると判断したため、国の基準を用いて、東大阪市の基準とすることとした。
準用	第50条 第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までの規定は、特定地域型保育事業について準用する。この場合において、第14条第一項中「施設型給付費（法第二十八条第一項の規定による特例施設型給付費を含む。この項において同じ。）」とあるのは「地域型保育給付費（法第三十条第一項の規定による特例地域型保育給付費を含む。この項において同じ。）」と読み替えるものとする。	国の基準と本市の実情を検討した結果、適当であると判断したため、国の基準を用いて、東大阪市の基準とすることとした。

東大阪市特定教育・保育施設及び地域型事業の運営に関する基準を定める条例 (仮称・案)の方針・考え方

(総則)

項目	東大阪市特定教育・保施設及び地域型事業の運営に関する基準（国の基準）	東大阪市の方針・考え方
----	------------------------------------	-------------

(特例施設型給付費に関する基準)

特別利用地域型保育の基準	<p>第51条 特定地域型保育事業者が法第十九条第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第四十六条第一項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。</p>	<p>国の基準と本市の実情を検討した結果、適当であると判断したため、国の基準を用いて、東大阪市の基準とすることとした。</p>
特別利用地域型保育の基準	<p>第51条第2項 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第十九条第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの数及び法第十九条第一項第三号に掲げる利用中の子ども（次条第一項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては当該特定利用地域型保育の対象となる法第十九条第一項第二号に掲げる利用中の子どもを含む。）の総数が、第37条第二項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。</p>	<p>国の基準と本市の実情を検討した結果、適当であると判断したため、国の基準を用いて、東大阪市の基準とすることとした。</p>
	<p>第51条第3項 特定地域型保育事業者が、第一項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を含むものとして、本章（第39条第二項及び第40条第二項を除く。）の規定を適用する。</p>	<p>国の基準と本市の実情を検討した結果、適当であると判断したため、国の基準を用いて、東大阪市の基準とすることとした。</p>
特定利用地域型保育の基準	<p>第52条 特定地域型保育事業者が法第十九条第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第四十六条第一項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。</p>	<p>国の基準と本市の実情を検討した結果、適当であると判断したため、国の基準を用いて、東大阪市の基準とすることとした。</p>
	<p>第52条第2項 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第十九条第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの数及び法第十九条第一項第三号に掲げる利用中の子ども（前条第一項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては当該特別利用地域型保育の対象となる法第十九条第一項第一号に掲げる利用中の子どもを含む。）の総数が、第37条第二項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。</p>	<p>国の基準と本市の実情を検討した結果、適当であると判断したため、国の基準を用いて、東大阪市の基準とすることとした。</p>
	<p>第52条第3項 特定地域型保育事業者が、第一項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を含むものとして、本章の規定を適用する。</p>	<p>国の基準と本市の実情を検討した結果、適当であると判断したため、国の基準を用いて、東大阪市の基準とすることとした。</p>

東大阪市特定教育・保育施設及び地域型事業の運営に関する基準を定める条例 (仮称・案)の方針・考え方

(総則)

項目	東大阪市特定教育・保施設及び地域型事業の運営に関する基準（国の基準）	東大阪市の方針・考え方
----	------------------------------------	-------------

(附則)

施行期日	<p>第1条 この府令は、子ども・子育て支援法の施行の日から施行する。</p>	<p>国の基準と本市の実情を検討した結果、適当であると判断したため、国の基準を用いて、東大阪市の基準とすることとした。</p>
特定保育所に関する特例	<p>第2条 特定保育所（法附則第六条第一項に規定する特定保育所をいう。以下同じ。）が特定教育・保育を提供する場合にあつては、当分の間、第13条第一項中「（法第二十七条第三項第二号に掲げる額（特定教育・保育施設が）とあるのは「（当該特定教育・保育施設が）」と、「定める額とする。」をいう。））」とあるのは「（法附則第六条第三項の規定により読み替えられた法第二十八条第二項第一号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額）」と、同条第三項中「支払を」とあるのは「支払を、本市の同意を得て、」と、第19条中「施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたとき」とあるのは「法附則第六条第一項の規定による委託費の支払いの対象となる特定教育・保育の提供を受け、又は受けようとしたとき」とし、第6条及び第7条の規定は適用しない。</p>	<p>国の基準と本市の実情を検討した結果、適当であると判断したため、国の基準を用いて、東大阪市の基準とすることとした。</p>
	<p>第2条第2項 特定保育所は、本市から児童福祉法第二十四条第一項の規定に基づく保育所における保育を行うことの委託を受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。</p>	<p>国の基準と本市の実情を検討した結果、適当であると判断したため、国の基準を用いて、東大阪市の基準とすることとした。</p>
施設型給付費等に関する経過措置	<p>第3条 特定教育・保育施設が法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対して特定教育・保育又は特別利用保育を提供する場合においては、当分の間、第13条第一項中「法第二十七条第二項第二号に掲げる額」とあるのは「法附則第九条第一項第一号イに規定する本市が定める額」と、「法第二十八条第二号に規定する本市が定める額」とあるのは「法附則第九条第一項第二号ロ（1）に規定する本市が定める額」と、同条第二項中「法第二十七条第三項第一号に規定する額（その額が現に当該特定教育・保育に要した費用を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額）」とあるのは「法附則第九条第一項第一号イに規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額（その額が現に当該特定教育・保育に要した費用を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額）及び同号ロに規定する本市が定める額」と、「法第二十八条第二項第三号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額（その額が現に当該特別利用教育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用教育に要した費用の額）」とあるのは「法附則第九条第一項第二号ロ（1）に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額（その額が現に当該特別利用教育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用教育に要した費用の額）及び同ロ（2）に規定する本市が定める額」とする。</p>	<p>国の基準と本市の実情を検討した結果、適当であると判断したため、国の基準を用いて、東大阪市の基準とすることとした。</p>
	<p>第3条第2項 特定地域型保育事業者が法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対して特別利用地域型保育を提供する場合においては、第44条第一項中「法第三十条第二項第二号に規定する本市が定める額」とあるのは「法附則第九条第一項第三号イ（1）に規定する本市が定める額」と、同条第二項中「法第三十条第二項第二号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額）」とあるのは「法附則第九条第一項第三号イ（1）に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額（その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額）及び同イ（2）に規定する本市が定める額」とする。</p>	<p>国の基準と本市の実情を検討した結果、適当であると判断したため、国の基準を用いて、東大阪市の基準とすることとした。</p>

東大阪市特定教育・保育施設及び地域型事業の運営に関する基準を定める条例
(仮称・案) の方針・考え方

(総則)

項目	東大阪市特定教育・保施設及び地域型事業の運営に関する基準 (国の基準)	東大阪市の方針・考え方
利用定員に関する経過措置	第4条 小規模保育事業C型にあっては、この省令の施行の日から起算して五年を経過する日までの間、第37条第一項中「六人以上十人以下」とあるのは「六人以上十五人以下」とする。	国の基準と本市の実情を検討した結果、適当であると判断したため、国の基準を用いて、東大阪市の基準とすることとした。
連携施設に関する経過措置	第5条 特定地域型保育事業者は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第五十九条第四号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると本市が認める場合は、第42条第一項本文の規定にかかわらず、この省令の施行の日から起算して五年を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。	国の基準と本市の実情を検討した結果、適当であると判断したため、国の基準を用いて、東大阪市の基準とすることとした。

東大阪市保育の実施に関する条例の一部改正に関する方針・考え方

現 行	保育の必要性の事由（国）	東大阪市の方針・考え方
<p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(保育の実施基準) 第2条 保育の実施は、児童の保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当することにより、当該児童を保育することができないと認められる場合であって、かつ、同居の親族その他の者が当該児童を保育することができないと認められる場合に行うものとする。</p> <p>(1) 昼間に居宅外で労働することを常態としていること。 (2) 昼間に居宅内で当該児童と離れて日常の家事以外の労働をすることを常態としていること。 (3) 妊娠中であるか又は出産後間がないこと。 (4) 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。 (5) 長期にわたり疾病の状態にある又は精神若しくは身体に障害を有する同居の親族を常時介護していること。 (6) 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。 (7) 市長が認める前各号に類する状態にあること。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 就労 2 妊娠・出産 3 保護者の疾病・障害 4 同居親族等の介護・看護 5 災害復旧 6 求職活動 7 就学 8 虐待やDVのおそれがあること 9 育児休業取得時に、既に保育を利用していること 10 その他市町村が定める事由 	<p>国が提示する事由と本市の実情を検討した結果、適当であると判断したため、国の提示する事由を用いて、条例改正を実施することとした。</p>

【意見書】東大阪市条例の制定のための意見募集

- ・東大阪市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例(仮称・案)
- ・東大阪市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(仮称・案)
- ・東大阪市特定教育・保育施設及び地域型事業の運営に関する基準を定める条例(仮称・案)
- ・東大阪市保育の実施に関する条例の一部改正に関する方針・考え方

連絡先	氏名または団体名(団体にあつては代表者名)	
	住所または所在地	
	電話番号	
	メールアドレス(お持ちの方のみ)	

意見欄

意見欄

締切 平成26年5月15日(水) ※郵送の場合は必着

提出先・問合せ先

〒577-8521 東大阪市荒本北一丁目1番1号
東大阪市 子どもすこやか部
子ども家庭室 子ども・子育て新制度準備課
TEL 06(4309)3201 FAX 06(4309)3817

※いただきましたご意見は公表しますが、氏名や連絡先は公表しません。

意見欄は裏面にもあります。

意見欄

東大阪市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、
設備及び運営に関する基準を定める条例（案）

目次

第 1 章 総則（第 1 条—第 5 条）

第 2 章 学級の編制及び職員に関する基準（第 6 条—第 7 条）

第 3 章 設備に関する基準（第 8 条—第 12 条）

第 4 章 運営に関する基準（第 13 条—第 18 条）

附則

第 1 章総則

（趣旨）

第 1 条 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 3 条第 1 項及び第 3 項の規定により、本市における幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（用語の意義）

第 2 条 この条例における用語の意義は、法に定めるところによる。

（最低基準の目的）

第 3 条 法第十三条の規定により市が条例を定める基準（以下「最低基準」という。）は、法第二条第七項の目的を達成するために必要な環境が確保されていることを保障するものとする。

（最低基準の向上）

第 4 条 市長は、その管理に属する法第二十五条に規定する幼保連携型認定こども園に関する審議会その他の合議制の機関の意見を聴き、その監督に属する幼保連携型認定こども園に対し、最低基準を超えて、その学級の編制、職員、設備及び運営の水準を向上させるように勧告することができる。

2 市は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

（最低基準と幼保連携型認定こども園）

第 5 条 幼保連携型認定こども園の設置者は、最低基準を超えて、常に、その学級の編制、職員、設備及び運営の水準を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて、学級を編制し、職員を配置し、設備を有し、又は運営をしている幼保連携型認定こども園においては、最低基準を理由として、それらの水準を低下させてはならない。

第 2 章学級の編制及び職員に関する基準

（学級の編制の基準）

第 6 条 短時間利用児及び長時間利用児に共通する四時間程度の利用時間については、満三歳以上の子どもについて学級を編制し、各学級ごとに少なくとも一人の職員に担当させなければならない。

2 一学級の子どもの数は、満三歳以上満四歳に満たない子どもについては二十五人以下とし、満四歳以上の子どもについては三十五人以下とする。

3 前項の規定にかかわらず、教育及び保育を適切に行うことができると市長が認める場合には、満三歳以上満四歳に満たない子どもで編制する一学級の子どもの数は、三十五人以下とすることができる。この場合においては、第一項の規定にかかわらず、当該学級については、少なくとも二人の職員に担当させなければならない。

4 学級は、学年の初めの日の前日において同じ年齢にある園児で編制することを原則とする。

(職員)

第7条 幼保連携型認定こども園には、園長のほか、各学級ごとに担当する専任の主幹保育教諭、指導保育教諭又は保育教諭（次項において「保育教諭等」という。）及び調理員を一人以上置かなければならない。ただし、第15条の規定により、調理業務の全部を委託するときは、この限りでない。

2 特別の事情があるときは、保育教諭等は、専任の副園長若しくは教頭が兼ね、又は当該幼保連携型認定こども園の学級数の三分の一の範囲内で、専任の助保育教諭若しくは講師をもって代えることができる。

3 幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育（満三歳未満の園児については、その保育。以下同じ。）に直接従事する職員の数は、別表に定める員数以上とする。ただし、当該職員の数は、常時二人を下回ってはならない。

4 幼保連携型認定こども園に置く職員の一部は、必要に応じ他の学校又は社会福祉施設の職員と兼ねることができる。ただし、園児の教育及び保育に直接従事する職員については、当該教育及び保育を行う上で支障がないと認められる場合に限る。

5 幼保連携型認定こども園には、次に掲げる職員を置くよう努めなければならない。

一副園長又は教頭

二主幹養護教諭、養護教諭又は養護助教諭

三事務職員

第3章 設備に関する基準

(設備の一般的要件)

第8条 幼保連携型認定こども園の位置は、その運営上適切で、園児の通園の際安全な環境にこれを定めなければならない。

2 幼保連携型認定こども園の設備は、指導上、保健衛生上、安全上及び管理上適切なものでなければならない。

(園舎及び園庭)

第9条 幼保連携型認定こども園には、次項及び第三項の定めるところにより、園舎及び園庭を備えなければならない。

2 園舎の面積は、次に掲げる面積を合計した面積以上とする。

一 次の表の上欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の下欄に定める面積

学級数	面積（平方メートル）
一学級	180
二学級以上	$320 + 100 \times (\text{学級数} - 2)$

二 満三歳未満の園児数に応じ、その保育の用に供する保育室、遊戯室、ほふく室又は乳児室の面積として第10条第六項の規定により計算した面積

3 園庭の面積は、次に掲げる面積を合計した面積以上とする。

一 次に掲げる面積のうちいずれか大きい面積

イ 次の表の上欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の下欄に定める面積

学級数	面積（平方メートル）
二学級	$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$
三学級以上	$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$

ロ 三・三平方メートルに満三歳以上の園児数を乗じて得た面積

二 三・三平方メートルに満二歳以上満三歳未満の園児数を乗じて得た面積

4 園舎及び園庭は、同一の敷地内又は隣接する位置に設けることを原則とする。

（園舎に備えるべき設備）

第10条 園舎には、次に掲げる設備（第四号に掲げる設備については、満二歳未満の保育を必要とする子どもを入園させる場合に限る。）を備えなければならない。ただし、特別の事情があるときは、保育室と遊戯室及び職員室と保健室とは、それぞれ兼用することができる。

一 職員室

二 保育室

三 遊戯室

四 ほふく室又は乳児室

五 保健室

六 調理室

七 便所

八 飲料水用設備、手洗用設備及び足洗用設備

2 保育室（満三歳以上の園児に係るものに限る。）の数は、学級数を下ってはならない。

3 満三歳以上の園児に対する食事の提供について、第15条に規定する方法により行う幼保連携型認定こども園は、第一項第六号の規定にかかわらず、調理室を設置しないことができる。この場合において、当該幼保連携型認定こども園は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該幼保連携型認定こども園において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

4 園児に対する食事の提供について、通常食事の提供をするべき園児数が二十人に満たない場合においては、当該食事の提供を行う幼保連携型認定こども園は、当該食事の提供をするべき園児数に応じて行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

5 飲料水用設備は、手洗用設備又は足洗用設備と区別して備えなければならない。

6 第一項第二号から第四号までの設備の面積は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定める方法により計算した面積以上でなければならない。

一 保育室又は遊戯室満二歳以上の園児一人につき一・九八平方メートル

二 ほふく室満二歳未満の園児のうち、ほふくする子ども一人につき三・三平方メートル

三 乳児室満二歳未満の園児のうち、ほふくしないもの一人につき一・六五平方メートル

7 第一項に掲げる設備のほか、園舎には、次に掲げる施設を備えるよう努めなければならない。

- 一 放送聴取設備
- 二 映写設備
- 三 水遊び場
- 四 園児清浄用設備
- 五 図書室
- 六 会議室

8 園舎は、二階建て以下を原則とする。ただし、特別の事情がある場合は、三階建て以上とすることができる。

9 保育室、遊戯室、ほふく室、乳児室又は便所（以下この項及び第12条において「保育室等」という。）は一階に設けるものとする。ただし、第一号から第三号までに掲げる要件を満たすときは二階に、前項ただし書の規定により園舎を三階建て以上とする場合であって、第二号から第七号までに掲げる要件を満たすときは、三階以上の階に設けることができる。この場合において、三階以上の階に設けられる保育室等は、原則として、満三歳未満の園児の保育の用に供するものでなければならない。

一 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第九号の二に規定する耐火建築物であること。

二 保育室等が設けられている次の表の上欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる施設又は設備が一以上設けられていること

階	区分	設備
二階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第一項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の一階から二階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第三項第二号、第三号及び第九号を満たすものとする。） 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第二条第七号の二に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
三階	常用	1 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第一項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の一階から三階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第三項第二号、第三号及び第九号を満たすものとする。） 2 建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段

四階以上 の階	常用	1 建築基準法施行令第百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第百二十三条第二項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	建築基準法施行令第百二十三条第二項各号に規定する構造の屋外階段

三 保育室等その他園児が出入りし、又は通行する場所に園児の転落を防止する設備が設けられていること。

四 第二号の表に定める設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が三十メートル以下であること。

五 調理室（火気を使用するものに限り、次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下この号において同じ。）の部分とそれ以外の部分が建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第百十二条第一項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

イ スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

ロ 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するため必要な措置が講じられていること。

六 壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

七 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

八 備え付けられたカーテン、敷物、建具等で可燃性のものに防火処理が施されていること。

（園具及び教具）

第11条 幼保連携型認定こども園には、学級数及び園児の数に応じ、教育及び保育上、保健衛生上並びに安全上必要な種類及び数の園具及び教具を備えなければならない。

2 前項の園具及び教具は、常に改善し、補充しなければならない。

（他の施設及び設備の使用）

第12条 幼保連携型認定こども園は、特別の事情があり、かつ、教育及び保育上並びに安全上支障がない場合は、他の学校、社会福祉施設等の施設及び設備を使用することができる。ただし、当該幼保連携型認定こども園が当該設備を保育室等として共用することについては、この限りでない。

第4章 運営に関する基準

（教育及び保育を行う期間及び時間）

第13条 幼保連携型認定こども園における教育及び保育を行う期間及び時間は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

一 毎学年の教育週数は、特別の事情のある場合を除き、三十九週を下ってはならない。

二 教育に係る標準的な一日当たりの時間（第三号において「教育時間」という。）は、四時間であること。ただし、園児の発達の種類、地域の実態、季節等に適切に配慮するものとする。

三 保育を必要とする子どもに該当する園児に対する教育及び保育の標準的な一日当たりの時間（満三歳以上の保育を必要とする子どもに該当する園児については、前号に規定する教育時間を含む。）は、八時間とすること。

(食事の提供)

第14条 幼保連携型認定こども園は、原則として、保育を必要とする子どもに該当する園児に対し、あらかじめ作成された献立に従って、当該幼保連携型認定こども園内で調理する方法（第12条の規定により、当該幼保連携型認定こども園の調理室を兼ねている他の学校、社会福祉施設等の調理室において調理する方法を含む。）により、食事の提供を行わなければならない。

2 幼保連携型認定こども園は、前項の園児以外の園児に対し、同項に定める方法により、食事の提供を行うことができる。

3 食事の献立は、できる限り、変化に富み、園児の健全な発育に必要な栄養量を含有するものでなければならない。食品の種類及び調理方法は、栄養並びに園児の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。

4 幼保連携型認定こども園において園児に食事を提供するに当たっては、法第九条各号に掲げる目標との調和を図りつつ、健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。

(食事の提供方法の特例)

第15条 次に掲げる要件を満たす幼保連携型認定こども園は、前条第一項の規定にかかわらず、満三歳以上の園児に対する食事の提供について、当該幼保連携型認定こども園外で調理し搬入する方法により行うことができる。

一 既存の幼稚園又は保育所を設置している者であって、当該施設を廃止しその土地や施設を活用して幼保連携型認定こども園へ移行する既存施設であって、これまで適正な運営が確保されていると認められること。

二 当該食事の提供の責任が当該幼保連携型認定こども園にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。

三 当該幼保連携型認定こども園又は他の施設、保健所、市町村等の主幹栄養教諭、栄養教諭又は栄養士により、食事の献立等について栄養の観点からの指導その他必要な配慮がなされること。

四 調理業務の受託者を、当該幼保連携型認定こども園における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする事。

五 園児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。

六 食を通じた園児の健全育成を図る観点から、園児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。

(子育て支援事業の内容)

第16条 幼保連携型認定こども園における保護者に対する子育ての支援は、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本認識の下に、子育てを自ら実践する力の向上を積極的に支援することを旨として、教育及び保育に関する専門性を十分に活用し、子育て支援事業のうち、その所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うものとする。その際、地域の人材や社会資源の活用を図るよう努めるものとする。

(掲示)

第17条 幼保連携型認定こども園は、その建物又は敷地の公衆の見やすい場所に、当該施設が認定こども園である旨を掲示しなければならない。

(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の準用)

第18条 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和二十三年厚生省令第六十三号)第五条第一項及び第二項、第七条の二、第九条から第九条の三まで、第十四条の二、第十四条の三第一項、第三項及び第四項並びに第三十六条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第五条第一項	入所している者	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第十四条第六項に規定する園児(以下単に「園児」という。)
第五条第二項	児童	園児
第九条	入所した者	園児
	入所している者	園児
第九条の二	入所中の児童	園児
	当該児童	当該園児
第九条の三	児童福祉施設の長	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第十四条第一項に規定する園長(以下単に「園長」という。)
	入所中の児童等(法第三十三条の七に規定する児童等をいう。以下この条において同じ。)	園児
第十四条の二	利用者	園児
第十四条の三第一項	援助	教育及び保育(満三歳未満の園児については、その保育。以下同じ。)並びに子育ての支援
	入所している者	園児
第十四条の三第三項	援助に関し、当該措置又は助産の実施、母子保護の実施若しくは保育の実施に係る都道府県又は市町村	教育及び保育並びに子育ての支援について、都道府県(指定都市等(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第十三条第一項に規定する指定都市等をいう。以下同じ。))の区域内に所在する幼保連携型認定こども園(都道府県が設置するものを

		除く。)については、当該指定都市等。)
第三十六条	保育所の長	園長
	常に入所している乳幼児	園児
	保育	教育及び保育

附則

(施行期日)

第一条 この命令は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十六号。以下「一部改正法」という。）の施行の日から施行する。

別表（第6条関係）

園児の区分		員数
一 満三歳以上の園児	満四歳以上の園児	おおむね三十人につき一人
	満三歳以上満四歳未満の園児	おおむね二十人につき一人
二 満二歳以上満三歳未満の園児		おおむね六人につき一人
三 満一歳以上満二歳未満の園児		おおむね五人につき一人
四 満一歳未満の園児		おおむね三人につき一人
備考		
一 この表に定める員数は、副園長、教頭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭又は講師であって、園児の教育及び保育に直接従事する者の数をいう。		
二 この表に定める員数は、同表の上欄の園児の区分ごとに下欄の園児数に応じ定める数を合計した数とする。		
三 この表第一号に係る員数が学級数を下回るときは、当該学級数に相当する数を当該員数とする。		
四 園長が専任でない場合は、原則としてこの表に定める員数を一人増加するものとする。		

第二条（既存施設からの移行特例）

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（案）

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条—第 21 条）
- 第 2 章 家庭的保育事業（第 22 条—第 26 条）
- 第 3 章 小規模保育事業（第 27 条—第 35 条）
 - 第 1 節 小規模保育事業 A 型（第 28 条—第 30 条）
 - 第 2 節 小規模保育事業 B 型（第 31 条—第 32 条）
 - 第 3 節 小規模保育事業 C 型（第 33 条—第 35 条）
- 第 4 章 居宅訪問型保育事業（第 36 条—第 40 条）
- 第 5 章 事業所内保育事業（第 41 条—第 47 条）

附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この条例は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 34 条の 16 第 1 項の規定に基づき、本市における家庭的保育事業等の設備及び運営の基準を定めるものとする。

（用語の意義）

第 2 条 この条例において「家庭的保育事業等」とは、法第 24 条第 2 項に規定する家庭的保育事業等をいう。

2 前項に規定するもののほか、この条例における用語の意義は、法に定めるところによる。

（最低基準の目的）

第 3 条 この条例で定める基準（以下「最低基準」という。）は、家庭的保育事業等を利用している乳児又は幼児（以下「利用乳幼児」という。）が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（家庭的保育事業等を行う事業所（以下「家庭的保育事業所等」という。）の管理者を含む。以下同じ。）が保育を提供することにより、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

（最低基準の向上）

第 4 条 市長は、東大阪市社会福祉審議会の意見を聴き、その監督に属する家庭的保育事業等を行う者（以下「家庭的保育事業者等」という。）に対し、最低基準を超えて、その

設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

2 本市は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

(最低基準と家庭的保育事業者等)

第5条 家庭的保育事業者等は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている家庭的保育事業者等においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

(家庭的保育事業者等の一般原則)

第6条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、地域社会との交流及び連携を図り、乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の保護者及び地域社会に対し、当該家庭的保育事業等の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

3 家庭的保育事業者等は、その運営の内容について、自ら評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表するよう努めなければならない。

4 家庭的保育事業所等(法第6条の3第10項に規定する居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。次項、第7条第2号、第8条、第15条第2項及び第3項、第16条において同じ。)には、法に定めるそれぞれの事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

5 家庭的保育事業所等の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及びこれらの方に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

(保育所等との連携)

第7条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、第15条第1項及び第2項、第16条第1項及び第5項において同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び、家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。

1 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。

2 必要に応じて、代替保育（家庭的保育事業所等の職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、当該家庭的保育事業者等に代わって提供する保育をいう。）を提供すること。

3 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育（法第 39 条の 2 第 1 項に規定する満 3 歳以上の幼児に対する教育をいう。）又は保育を提供すること。

（家庭的保育事業所等と非常災害）

第 8 条 家庭的保育事業所等においては、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意及び訓練をするように努めなければならない。

2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月 1 回は、これを行わなければならない。

（家庭的保育事業等の職員の一般的要件）

第 9 条 家庭的保育事業等に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性及び倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものでなければならない。

（家庭的保育事業等の職員の知識及び技能の向上等）

第 10 条 家庭的保育事業等の職員は、常に自己研鑽に励み、法に定めるそれぞれの事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

（他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員の基準）

第 11 条 家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じ、当該家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設の設備及び職員に兼ねることができる。ただし、保育室及び各事業所に特有の設備並びに利用乳幼児の保育に直接従事する職員については、この限りでない。

（利用者を平等に取り扱う原則）

第 12 条 家庭的保育事業所等においては、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用

に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第 13 条 家庭的保育事業等の職員は、利用乳幼児に対し、法第 33 条の 10 各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(懲戒に係る権限の濫用禁止)

第 14 条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し法第 47 条第 3 項の規定により懲戒に関しその児童等の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

(衛生管理等)

第 15 条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水については、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、当該家庭的保育事業所等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 家庭的保育事業所等には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

4 居宅訪問型保育事業者は、保育を提供する職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

5 居宅訪問型保育事業者は、当該居宅訪問型保育事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めなければならない。

(食事)

第 16 条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に食事を提供するときは、当該家庭的保育事業所等内で調理する方法(第 11 条の規定により、当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設の調理室において調理する方法を含む。)により行わなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、利用者の健全な発育に必要な栄養量を含有するものでなければならない。

3 食事は、前項の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに利用乳幼児の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。

4 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。

5 家庭的保育事業者等は、児童の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。

(利用者及び職員の健康診断)

第 17 条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し、利用開始時の健康診断、少なくとも 1 年に 2 回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）に規定する健康診断に準じて行わなければならない。

2 家庭的保育事業所等の管理者は、前項の規定にかかわらず、児童相談所等における乳幼児の入所前の健康診断が行われた場合であって、当該健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、利用開始時の健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業所等の管理者は、児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断の結果を把握しなければならない。

3 第 1 項の健康診断をした医師は、その結果必要な事項を母子健康手帳又は利用乳幼児の健康を記録する表に記入するとともに、必要に応じ、家庭的保育事業等による保育を受けること又は法第 24 条第 6 項の規定による措置を解除し、又は停止する等必要な手続をとることを、家庭的保育事業者等に勧告しなければならない。

4 家庭的保育事業等の職員の健康診断に当たっては、特に利用乳幼児の食事を調理する者につき、綿密な注意を払わなければならない。

(家庭的保育事業所等内部の規程)

第 18 条 家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

(1) 事業の目的及び運営の方針

(2) 提供する保育の内容

(3) 職員の職種、員数及び職務の内容

(4) 保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日

(5) 保護者から受領する費用の種類、理由及びその額

(6) 利用定員

(7) 家庭的保育事業等の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項

(8) 緊急時等における対応方法

- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他家庭的保育事業等の運営に関する重要事項
(家庭的保育事業所等に備える帳簿)

第 19 条 家庭的保育事業所等には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。

(秘密保持等)

第 20 条 家庭的保育事業等の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 家庭的保育事業者等は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第 21 条 家庭的保育事業者等は、その行った保育に関する利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、その行った保育に関し、本市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

第 2 章 家庭的保育事業

(設備の基準)

第 22 条 家庭的保育事業は、家庭的保育者（法第 6 条の 3 第 9 項第 1 号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。）の居宅その他の場所（保育を受ける乳幼児の居宅を除く。）であって、次の各号に掲げる要件を満たすものとして、市長が適当と認める場所（次条において「家庭的保育事業を行う場所」という。）で実施するものとする。

- (1) 乳幼児（法第 6 条の 3 第 9 項第 2 号の規定に基づき保育が必要と認められる児童であって満 3 歳以上のものを受け入れる場合にあつては、当該児童を含む。以下この章において同じ。）の保育を行う専用の部屋を設けること。
- (2) 前号に掲げる専用の部屋の面積は、9.9 平方メートル（保育する乳幼児が 3 人を超える場合は、9.9 平方メートルに 3 人を超える人数の 1 人につき 3.3 平方メートルを加えた面積）以上であること。

- (3) 乳幼児の保健衛生上必要な採光、照明及び換気の設備を有すること。
- (4) 衛生的な調理設備及び便所を設けること。
- (5) 同一の敷地内に乳幼児の屋外における遊戯等に適した広さの庭（付近にあるこれに代わるべき場所を含む。）があること。
- (6) 前号に掲げる庭の面積は、満2歳以上の幼児1人につき、3.3平方メートル以上であること。
- (7) 火災報知器及び消火器を設置するとともに、消火訓練及び避難訓練を定期的に実施すること。

（職員）

第23条 家庭的保育事業を行う場所には、家庭的保育者、家庭的保育補助者（市長が行う研修を修了した者であって、家庭的保育者を補助するものをいう。以下同じ。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、調理員を置かないことができる。

- (1) 調理業務の全部を委託する場合
- (2) 3人以下の乳幼児の保育を行う場合であって、家庭的保育補助者が調理を行う場合

2 家庭的保育者は、次に各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 保育を行っている乳幼児の保育に専念できる者。
- (2) 法第18条の5各号及び法第34条の20第1項第4号のいずれにも該当しない者

3 家庭的保育事業において保育することができる乳幼児の数は、5人以下とする。

（保育時間）

第24条 家庭的保育事業における保育時間は、1日につき8時間を原則とし、乳幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、家庭的保育事業を行う者（次条及び第26条において「家庭的保育事業者」という。）が定めるものとする。

（保育の内容）

第25条 家庭的保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に規定する厚生労働大臣が定める指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。

（保護者との連絡）

第 26 条 家庭的保育事業者は、常に保育する乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、保育の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

第 3 章 小規模保育事業

(小規模保育事業の区分)

第 27 条 小規模保育事業は、小規模保育事業 A 型、小規模保育事業 B 型及び小規模保育事業 C 型とする。

第 1 節 小規模保育事業 A 型

(設備の基準)

第 28 条 小規模保育事業 A 型を行う事業所（以下「小規模保育事業所 A 型」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 乳児又は満 2 歳に満たない幼児を利用させる小規模保育事業所 A 型には、乳児室又はほふく室、調理設備及び便所を設けること。
- (2) 乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は前号の幼児 1 人につき 3.3 平方メートル以上であること。
- (3) 乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。
- (4) 満 2 歳以上の幼児(法第 6 条の 3 第 10 項第 2 号の規定に基づき保育が必要と認められる児童であって満 3 歳以上のものを受け入れる場合にあつては、当該児童を含む。以下この章において同じ。)を利用させる小規模保育事業所 A 型には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場（当該事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。次号並びに第 33 条第 4 号及び第 5 号において同じ。）、調理設備及び便所を設けること。
- (5) 保育室又は遊戯室の面積は前号の幼児 1 人につき 1.98 平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は前号の幼児 1 人につき 3.3 平方メートル以上であること。
- (6) 保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。
- (7) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を 2 階に設ける建物は次のア、イ及びカに掲げる要件に、保育室等を 3 階以上に設ける建物は次に掲げる要件に該当するものであること。
 - ア 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 2 条第 9 号の 2 に規定する耐火建築物又は同条第 9 号の 3 に規定する準耐火建築物であること。
 - イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が 1 以上設けられているこ

と。

階	区 分	設 備
2 階	常 用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 123 条第 1 項各号又は同条第 3 項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第 2 条第 7 号の 2 に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
3 階	常 用	1 建築基準法施行令第 123 条第 1 項各号又は同条第 3 項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第 123 条第 1 項各号又は同条第 3 項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第 2 条第 7 号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
4 階 以上 の階	常 用	1 建築基準法施行令第 123 条第 1 項各号又は同条第 3 項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第 123 条第 2 項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第 123 条第 1 項各号又は同条第 3 項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第 1 項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の 1 階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第 3 項第 2 号、第 3 号及び第 9 号を満たすものとす

		る。)
		2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備
		3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段

ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からそのいずれかまでに至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

エ 小規模保育事業所A型の調理設備（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。エにおいて同じ。）以外の部分と小規模保育事業所A型の調理設備の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

（ア）スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

（イ）調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ 小規模保育事業所A型の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

カ 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

ク 小規模保育事業所A型のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防火処理が施されていること。

（職員）

第29条 小規模保育事業所A型には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する事業所は、調理員を置かないことができる。

2 保育士の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数

に 1 を加えた数以上とする。

(1) 乳児おおむね 3 人につき 1 人

(2) 満 1 歳以上満 2 歳に満たない幼児おおむね 5 人につき 1 人

(3) 満 2 歳以上満 3 歳に満たない幼児おおむね 6 人につき 1 人

(4) 満 3 歳以上満 4 歳に満たない児童おおむね 20 人につき 1 人（法第 6 条の 3 第 10 項第 2 号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）

(5) 満 4 歳以上の児童おおむね 30 人につき 1 人

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該事業所に勤務する保健師又は看護師を、1 人に限り、保育士とみなすことができる。

（準用）

第 30 条 第 24 条から第 26 条までの規定は、小規模保育事業 A 型について準用する。この場合において、第 24 条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第 26 条において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「小規模保育事業 A 型を行う者（第 30 条において準用する次条及び第 26 条において「小規模保育事業者（A 型）」という。）」と、第 25 条及び第 26 条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模保育事業者（A 型）」とする。

第 2 節 小規模保育事業 B 型

（職員）

第 31 条 小規模保育事業 B 型を行う事業所（以下「小規模保育事業所 B 型」という。）には、保育士その他保育に従事する職員として市長が行う研修を修了した者（以下この条において「保育従事者」という。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する事業所は、調理員を置かないことができる。

2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計に 1 を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。

(1) 乳児おおむね 3 人につき 1 人

(2) 満 1 歳以上満 2 歳に満たない幼児おおむね 5 人につき 1 人

(3) 満 2 歳以上満 3 歳に満たない幼児おおむね 6 人につき 1 人

(4) 満 3 歳以上満 4 歳に満たない児童おおむね 20 人につき 1 人（法第 6 条の 3 第 10 項第 2 号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）

(5) 満 4 歳以上の児童おおむね 30 人につき 1 人

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該事業所に勤務する保健師又は看

護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

(準用)

第32条 第24条から第26条まで及び第28条の規定は、小規模保育事業B型について準用する。この場合において、第24条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第26条において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「小規模保育事業B型を行う者（第32条において準用する次条及び第26条において「小規模保育事業者（B型）」という。）」と、第25条及び第26条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模保育事業者（B型）」と、第28条中「小規模保育事業A型」とあるのは「小規模保育事業B型」と、「小規模保育事業所A型」とあるのは「小規模保育事業所B型」とする。

第3節 小規模保育事業C型

(設備の基準)

第33条 小規模保育事業C型を行う事業所（以下「小規模保育事業所C型」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる小規模保育事業所C型には、乳児室又はほふく室、調理設備及び便所を設けること。
- (2) 乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (3) 乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。
- (4) 満2歳以上の幼児を利用させる小規模保育事業所C型には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場、調理設備及び便所を設けること。
- (5) 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児1人につき3.3平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は、前号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (6) 保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。
- (7) 保育室等を2階以上に設ける建物は、第28条第7号に掲げる要件に該当するものであること。この場合において、「小規模保育事業所A型」とあるのは「小規模保育事業所C型」とする。

(職員)

第34条 小規模保育事業所C型には、家庭的保育者、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する事業所は、調理員を置かないことができる。

2 家庭的保育者1人が保育することができる乳幼児の数は、3人以下とする。ただし、

家庭的保育者が、家庭的保育補助者とともに保育する場合には、5人以下とする。

(準用)

第35条 第24条から第26条までの規定は、小規模保育事業C型について準用する。この場合において、第24条中「家庭的保育事業を行う者(次条及び第26条において「家庭的保育事業者」という。)」とあるのは「小規模保育事業C型を行う者(第35条において準用する次条及び第26条において「小規模保育事業者(C型)」という。)」と、第25条及び第26条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模保育事業者(C型)」とする。

第4章 居宅訪問型保育事業

(居宅訪問型保育事業)

第36条 居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という。)は、次の各号に掲げる保育を提供するものとする。

- (1) 障害、疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難であると認められる乳幼児に対する保育
- (2) 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第34条第5項又は第46条第5項の規定による便宜の提供に対応するために行う保育
- (3) 法第24条第5項に規定する措置に対応するために行う保育
- (4) 母子家庭等(母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第4項に規定する母子家庭等をいう。)の乳幼児の保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する場合への対応等、保育の必要の程度及び家庭等の状況を勘案し、居宅訪問型保育を提供する必要性が高いと本市が認める乳幼児に対する保育

(設備及び備品)

第37条 居宅訪問型保育事業者が当該事業を行う事業所(以下「居宅訪問型保育事業所」という。)には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、保育の実施に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

(職員)

第38条 居宅訪問型保育事業において家庭的保育者1人が保育することができる乳幼児(法第6条の3第11項第2号の規定に基づき保育が必要と認められる児童であって満3歳以上のものを受け入れる場合にあっては、当該児童を含む。以下この章において同じ。)の数は1人とする。

(居宅訪問型保育連携施設)

第 39 条 居宅訪問型保育事業者は、第 36 条第 1 号に規定する乳幼児に対する保育を行う場合にあっては、当該乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所支援施設（法第 42 条に規定する障害児入所施設をいう。）その他の本市の指定する施設を適切に確保しなければならない。

（準用）

第 40 条 第 24 条から第 26 条までの規定は、居宅訪問型保育事業について準用する。この場合において、第 24 条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第 26 条において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「居宅訪問型保育事業者」と、第 25 条及び第 26 条中「家庭的保育事業者」とあるのは「居宅訪問型保育事業者」とする。

第 5 章 事業所内保育事業

（利用定員の設定）

第 41 条 事業所内保育事業を行う者（以下この章において事業所内保育事業者という。）は、次の表の左欄に掲げる利用定員の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるその他の乳児又は幼児（法第 6 条の 3 第 12 項第 1 号イ、ロ又はハに規定するその他の乳児又は幼児をいう。）の数以上の定員枠を設けなくてはならない。

利用定員数	その他の乳児又は幼児の数
1 人以上 5 人以下	1 人
6 人以上 7 人以下	2 人
8 人以上 10 人以下	3 人
11 人以上 15 人以下	4 人
16 人以上 20 人以下	5 人
21 人以上 25 人以下	6 人
26 人以上 30 人以下	7 人
31 人以上 40 人以下	10 人
41 人以上 50 人以下	12 人
51 人以上 60 人以下	15 人
61 人以上 70 人以下	20 人
71 人以上	20 人

（設備の基準）

第 42 条 事業所内保育事業（利用定員が 20 人以上のものに限る。以下この条及び次条から第 45 条までにおいて「保育所型事業所内保育事業」という。）を行う事業所（以下この条及び次条において「保育所型事業所内保育事業所」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 乳児又は満 2 歳に満たない幼児を入所させる保育所型事業所内保育事業所には、乳児室又はほふく室、医務室、調理室（当該保育所型事業所内保育事業所を設置及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。第 5 号において同じ。）及び便所を設けること。

(2) 乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児 1 人につき 1.65 平方メートル以上であること。

(3) ほふく室の面積は、乳児又は第 1 号の幼児 1 人につき 3.3 平方メートル以上であること。

(4) 乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。

(5) 満 2 歳以上の幼児（法第 6 条の 3 第 12 項第 2 号の規定に基づき保育が必要と認められる児童であつて満 3 歳以上のものを受け入れる場合にあっては、当該児童を含む。以下この章において同じ。）を入所させる保育所型事業所内保育事業所には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場（保育所型事業所内保育事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。次号において同じ。）、調理室及び便所を設けること。

(6) 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児 1 人につき 1.98 平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は、前号の幼児 1 人につき 3.3 平方メートル以上であること。

(7) 保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。

(8) 保育室等を 2 階に設ける建物は、次のア、イ及びカの要件に、保育室等を 3 階以上に設ける建物は、次に掲げる要件に該当するものであること。

ア 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 2 条第 9 号の 2 に規定する耐火建築物又は同条第 9 号の 3 に規定する準耐火建築物であること。

イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が 1 以上設けられていること。

階	区 分	設 備
---	-----	-----

2階	常用	<ul style="list-style-type: none"> 1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	<ul style="list-style-type: none"> 1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
3階	常用	<ul style="list-style-type: none"> 1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	<ul style="list-style-type: none"> 1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
4階以上の階	常用	<ul style="list-style-type: none"> 1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	<ul style="list-style-type: none"> 1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第2号、第3号及び第9号を満たすものとする。） 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾

		斜路又はこれに準ずる設備
		3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段

ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からそのいずれかまでに至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

エ 保育所型事業所内保育事業所の調理室（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。エにおいて同じ。）以外の部分と保育所型事業所内保育事業所の調理室の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

（ア）スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

（イ）調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ 保育所型事業所内保育事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

カ 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

ク 保育所型事業所内保育事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防火処理が施されていること。

（職員）

第43条 保育所型事業所内保育事業所には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する事業所は、調理員を置かないことができる。

2 保育士の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満2歳に満たない幼児おおむね5人につき1人以上、満2歳以上満3歳に満たない幼児おおむね6人につき1人以上とする。ただし、1の保育所型事業所内保育事業所につき2人を下回ることはで

きない。

(連携施設に関する特例)

第 44 条 保育所型事業所内保育事業を行う者にあつては、第 7 条の規定にかかわらず、連携施設を確保しないことができる。

(準用)

第 45 条 第 24 条から第 26 条までの規定は、保育所型事業所内保育事業について準用する。

この場合において、第 24 条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第 26 条において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「保育所型事業所内保育事業を行う者（第 45 条において準用する次条及び第 26 条において「保育所型事業所内保育事業者という。）」と、第 25 条及び第 26 条中「家庭的保育事業者」とあるのは「保育所型事業所内保育事業者」とする。

(職員)

第 46 条 事業所内保育事業（利用定員が 19 人以下のものに限る。以下「小規模型事業所内保育事業」という。）を行う事業所（以下「小規模型事業所内保育事業所」という。）には、保育士その他保育に従事する職員として市長が行う研修を修了した者（以下この条において「保育従事者」という。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する事業所は、調理員を置かないことができる。

2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計に 1 を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。

(1) 乳児おおむね 3 人につき 1 人

(2) 満 1 歳以上満 2 歳に満たない幼児おおむね 5 人につき 1 人

(3) 満 2 歳以上満 3 歳に満たない幼児おおむね 6 人につき 1 人

(4) 満 3 歳以上満 4 歳に満たない児童おおむね 20 人につき 1 人（法第 6 条の 3 第 12 項第 2 号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）

(5) 満 4 歳以上の児童おおむね 30 人につき 1 人

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該事業所に勤務する保健師又は看護師を、1 人に限り、保育士とみなすことができる。

(準用)

第 47 条 第 24 条から第 26 条まで及び第 28 条の規定は、小規模型事業所内保育事業について準用する。この場合において、第 24 条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第

26において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「小規模型事業所内保育事業を行う者（第47条において準用する次条及び第26条において「小規模型事業所内保育事業者」という。）」と、第25条及び第26条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模型事業所内保育事業者」と、第28条中「小規模保育事業A型」とあるのは「小規模型事業所内保育事業」と、「小規模保育事業所A型」とあるのは「小規模型事業所内保育事業所」と、同条第1号中「調理設備」とあるのは「調理設備（当該小規模型事業所内保育事業所を設置及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。第4号において同じ。）」と、同条第4号中「(法第6条の3第10項第2号」とあるのは「法第6条の3第12項第2号」と、「次号」とあるのは「第47条において準用する第28条第5号」とする。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成24年法律第67号）の施行の日から施行する。

（食事の提供の経過措置）

第2条 この条例の施行の日の前日において現に存する法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設若しくは事業を行う者が、施行日後に家庭的保育事業等の認可を得た場合においては、この条例の施行の日から起算して5年を経過する日までの間は、第16条、第23条第1項（調理員に係る部分に限る。）、第29条第1項（調理員に係る部分に限る。）、第31条第1項（調理員に係る部分に限る。）、第34条第1項（調理員に係る部分に限る。）、第43条第1項（調理員に係る部分に限る。）及び第46条第1項（調理員に係る部分に限る。）の規定は、適用しないことができる。

（連携施設に関する経過措置）

第3条 家庭的保育事業者等は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると本市が認める場合は、第7条第1項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して5年を経過する日までの間、連携施設の確保しないことができる。

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の
運営に関する基準を定める条例（案）

目次

第 1 章 総則（第 1 条—第 3 条）

第 2 章 特定教育・保育施設の運営に関する基準（第 4 条—第 3 6 条）

第 3 章 特定地域型保育事業者の運営に関する基準（第 3 7 条—第 5 2 条）

附則

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準

第 1 章総則

（趣旨）

第 1 条 この条例は、特定教育・保育施設に係る子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号。以下「法」という。）第三十四条第三項及び特定地域型保育事業に係る法第四十六条第三項の規定により、本市における特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 小学校 就学前子ども法第六条第一項に規定する小学校就学前子どもをいう。
- 二 認定こども園 法第七条第四項に規定する認定こども園をいう。
- 三 幼稚園 法第七条第四項に規定する幼稚園をいう。
- 四 保育所 法第七条第四項に規定する保育所をいう。
- 五 家庭的保育事業 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六条の三第九項に規定する家庭的保育事業をいう。
- 六 小規模保育事業 児童福祉法第六条の三第十項に規定する小規模保育事業をいう。
- 七 居宅訪問型保育事業 児童福祉法第六条の三第十一項に規定する居宅訪問型保育事業をいう。
- 八 事業所内保育事業 児童福祉法第六条の三第十二項に規定する事業所内保育事業をいう。
- 九 支給認定 法第二十条第四項に規定する支給認定をいう。
- 十 支給認定保護者 法第二十条第四項に規定する支給認定保護者をいう。
- 十一 支給認定子ども 法第二十条第四項に規定する支給認定子どもをいう。
- 十二 支給認定証 法第二十条第四項に規定する支給認定証をいう。
- 十三 支給認定の有効期間 法第二十一条に規定する支給認定の有効期間をいう。
- 十四 特定教育・保育施設 法第二十七第一項に規定する特定教育・保育施設をいう。
- 十五 特定教育・保育 法第二十七条第一項に規定する特定教育・保育をいう。
- 十六 法定代理受領 法第二十七条第五項（法第二十八条第四項の規定において準用する場合を含む。）又は法第二十九条第五項（法第三十条第四項の規定において準用する場合を含む。）の規定により本市が支払う特定教育・保育又は特定地域型保育に要した費用の額の一部を、支給認定保護者に代わり特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者が受領することをいう。
- 十七 特定地域型保育事業者 法第二十九条第一項に規定する特定地域型保育事業者をいう。

十八 特定地域型保育 法第二十九条第一項に規定する特定地域型保育をいう。

十九 特別利用保育 法第二十八条第一項第二号に規定する特別利用保育をいう。

二十 特別利用教育 法第二十八条第一項第三号に規定する特別利用教育をいう。

二十一 特別利用地域型保育 法第三十条第一項第二号に規定する特別利用地域型保育をいう。

二十二 特定利用地域型保育 法第三十条第一項第三号に規定する特定利用地域型保育をいう。

(一般原則)

第3条 特定教育・保育施設及び特定知地域型保育事業者(以下「特定教育・保育施設等」という。)は、良質かつ適切な内容及び水準の特定教育・保育又は特定地域型保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指すものでなければならない。

2 特定教育・保育施設等は、当該特定教育・保育施設等を利用する小学校就学前子どもの意思及び人格を尊重して、常に当該小学校就学前子どもの立場に立って特定教育・保育又は特定地域型保育を提供するように努めなければならない。

3 特定教育・保育施設等は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

4 特定教育・保育施設等は、当該特定教育・保育施設等を利用する小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。

第2章 特定教育・保育施設の運営に関する基準

第一節 利用定員に関する基準

(利用定員)

第4条 特定教育・保育施設(認定こども園及び保育所に限る。)は、その利用定員(法第二十七条第一項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。)の数を二十人以上とする。

2 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる特定教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めるものとする。ただし、法第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分にあつては、満一歳に満たない小学校就学前子ども及び満一歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。

一 認定こども園法第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分

二 幼稚園法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもの区分

三 保育所法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもの区分及び同項第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分

第二節 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第5条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用の申込みを行った支給認定保護者(以下「利用申込者」という。)に対し、第20条に規定する運営規

程の概要、職員の勤務体制、利用者負担その他の利用申込者の教育・保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 特定教育・保育施設は、利用申込者からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第五項で定めるところにより、当該利用申込者の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設は、当該文書を交付したものとみなす。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ 特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機と利用申込者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者の閲覧に供し、当該利用申込者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

3 前項に掲げる方法は、利用申込者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

4 第二項第一号の「電子情報処理組織」とは、特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機と、利用申込者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

5 特定教育・保育施設は、第二項の規定により第一項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

一 第二項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設が使用するもの

二 ファイルへの記録の方式

6 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設は、当該利用申込者から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者に対し、第一項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（利用申込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止等）

第6条 特定教育・保育施設は、支給認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

2 特定教育・保育施設（幼稚園又は認定こども園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する

方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法（次項において「選考方法」という。）により選考しなければならない。

3 特定教育・保育施設（保育所又は認定こども園に限る。）は、利用の申込みに係る法第十九条第一項第二号又は第三号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第十九条第一項第二号又は第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の法第十九条第一項第二号又は第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第二十条第四項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる支給認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

4 前二項の特定教育・保育施設は、第一項又は前項の選考方法をあらかじめ支給認定保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。

5 特定教育・保育施設は、利用申込者に係る支給認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

（あっせん、調整及び要請に対する協力）

第7条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の利用について法第四十二条第一項の規定により本市が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

2 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。）は、法第十九条第一項第二号又は第三号に掲げる小学校就学前子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法（昭和二十四年法律第百六十四号）第二十四条第三項（附則第七十三条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により本市が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

（支給資格等の確認）

第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、支給認定保護者の提示する支給認定証によって、支給認定の有無、支給認定子どもの該当する法第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、支給認定の有効期間及び保育必要量等を確認するものとする。

（支給認定の申請に係る援助）

第9条 特定教育・保育施設は、支給認定を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 特定教育・保育施設は、支給認定の変更の認定の申請が遅くとも支給認定保護者が受けている支給認定の有効期間の満了日の三十日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない理由がある場合には、この限りではない。

（心身の状況等の把握）

第10条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供に当たっては、支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。

(小学校等との連携)

第11条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の終了に際しては、支給認定子どもについて、小学校における教育又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、支給認定子どもに係る情報の提供その他小学校、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関との密接な連携に努めなければならない。

(教育・保育の提供の記録)

第12条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を提供した際は、提供日、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

(利用者負担額等の受領)

第13条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育（特別利用保育及び特別利用教育を含む。以下この条及び次条において同じ。）を提供した際は、支給認定保護者から当該特定教育・保育に係る利用者負担額（法第二十七条第三項第二号に掲げる額（特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあっては法第二十八条第二項第二号に規定する本市が定める額とし、特別利用教育を提供する場合にあっては法第二十八条第二項第三号に規定する本市が定める額とする。）をいう。第三項において同じ。）の支払を受けるものとする。

2 特定教育・保育施設は、法定代理受領を受けないときは、支給認定保護者から、当該特定教育・保育に係る特定教育・保育費用基準額（法第二十七条第三項第一号に規定する額（その額が現に当該特定教育・保育に要した費用を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額）をいい、当該特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあっては法第二十八条第二項第二号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用保育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額）を、特別利用教育を提供する場合にあっては法第二十八条第二項第三号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用教育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用教育に要した費用の額）をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。

3 特定教育・保育施設は、前二項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育の提供に当たって、当該特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定教育・保育に要する費用として見込まれるものの額と特定教育・保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払いを支給認定保護者から受けることができる。

4 特定教育・保育施設は、前三項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の額の支払を支給認定保護者から受けることができる。

一 日用品、文房具その他の特定教育・保育に必要な物品の購入に要する費用

二 特定教育・保育等に係る行事への参加に要する費用

三 食事の提供に要する費用（法第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもに対する食事の提供に要する費用を除き、同項第二号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。）

四 特定教育・保育施設に通う際に提供される便宜に要する費用

五 前四号に掲げるもののほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定教育・保育施設の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、支給認定保護者に負担させることが適当と認められるもの

5 特定教育・保育施設は、前四項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給認定保護者に対し交付しなければならない。

6 特定教育・保育施設は、第三項及び第四項までの金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに支給認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第四項の規定による金銭の支払については、文書によることを要しない。

(施設型給付費等の額に係る通知等)

第14条 特定教育・保育施設は、法定代理受領により特定教育・保育に係る施設型給付費（法第二十八条第一項に規定する特例施設型給付費を含む。以下この項において同じ。）の支給を受けた場合は、支給認定保護者に対し、当該支給認定保護者に係る施設型給付費の額を通知しなければならない。

2 特定教育・保育施設は、前条第二項の法定代理受領を行わない特定教育・保育に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定教育・保育の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定教育・保育提供証明書を支給認定保護者に対して交付しなければならない。

(特定教育・保育の取扱方針)

第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。

一 幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号。以下「認定こども園法」という。）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。） 幼保連携型認定こども園教育・保育要領（認定こども園法第十条第一項の規定に基づき主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項をいう。）

二 認定こども園（認定こども園法第三条第一項又は第三項の認定を受けた施設及び同条第九項の規定による公示がされたものに限る。） 次号及び第四号に掲げる事項

三 幼稚園幼稚園教育要領（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二十五条の規定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の教育内容に関する事項をいう。）

四 保育所児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）第三十五条の規定に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針

2 前項第二号に掲げる認定こども園が特定教育・保育を提供するに当たっては、同号に掲げるもののほか、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえなければならない。

(特定教育・保育に関する評価等)

第16条 特定教育・保育施設は、自らその提供する特定教育・保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

2 特定教育・保育施設は、定期的に当該特定教育・保育施設を利用する支給認定保護者その他の特定教育・保育施設の関係者（当該特定教育・保育施設の職員を除く。）による評価又は外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

(相談及び援助)

第17条 特定教育・保育施設は、常に支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、支給認定子ども又はその保護者に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(緊急時等の対応)

第18条 特定教育・保育施設の職員は、現に特定教育・保育の提供を行っているときに支給認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該支給認定子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(支給認定保護者に関する本市への通知)

第19条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を受けている支給認定子どもの保護者が偽りその他不正な行為によって施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を本市に通知しなければならない。

(運営規程)

第20条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程(以下第23条における「運営規程」という。)を定めておかななければならない。

- 一 施設の目的及び運営の方針
- 二 提供する特定教育・保育の内容
- 三 職員の職種、員数及び職務の内容
- 四 特定教育・保育の提供を行う日(法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員を定めている施設にあつては、学期を含む。以下この号において同じ。)及び時間、提供を行わない日
- 五 支給認定保護者から受領する利用者負担その他の費用の種類、支払いを求める理由及びその額
- 六 第4条第二項各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員
- 七 特定教育・保育施設の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項(第6条第二項及び第三項に規定する選考方法を含む。)
- 八 緊急時等における対応方法
- 九 非常災害対策
- 十 虐待の防止のための措置に関する事項
- 十一 その他特定教育・保育施設の運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第21条 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対し、適切な特定教育・保育を提供することができるよう、職員の勤務の体制を定めておかななければならない。

2 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の職員によって特定教育・保育を提供しなければならない。ただし、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 特定教育・保育施設は、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第22条 特定教育・保育施設は、利用定員を超えて特定教育・保育の提供を行ってはならない。ただし、年度中における特定教育・保育に対する需要の増大への対応、法第三十四条第五項に規定する便宜の提供への対応、児童福祉法第二十四条第五項又は第六項に規定する措置への対応、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(揭示)

第23条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を揭示しなければならない。

(支給認定子どもを平等に取り扱う原則)

第24条 特定教育・保育施設においては、支給認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は特定教育・保育の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第25条 特定教育・保育施設の職員は、支給認定子どもに対し、児童福祉法第三十三条の十各号に掲げる行為その他当該支給認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(懲戒に係る権限の濫用禁止)

第26条 特定教育・保育施設（幼保連携型認定こども園及び保育所に限る。以下この条において同じ。）の長たる特定教育・保育施設の管理者は、支給認定子どもに対し児童福祉法第四十七条第三項の規定により懲戒に関しその支給認定子どもの福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

(秘密保持等)

第27条 特定教育・保育施設の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た支給認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 特定教育・保育施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た支給認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

3 特定教育・保育施設は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、支給認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該支給認定子どもの保護者の同意を得ておかななければならない。

(情報の提供等)

第28条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育施設を利用しようとする小学校就学前子どもに係る支給認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定教育・保育施設を選択することができるように、当該特定教育・保育施設が提供する特定教育・保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

(利益供与等の禁止)

第29条 特定教育・保育施設は、利用者支援事業（子ども・子育て支援法第五十九条第一号に規定する事業をいう。）その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者（次項において「利用者支援事業者等」という。）、教育・保育施設若しくは地域型保育を行う者等又はその職員に対し、小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定教育・保育施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 特定教育・保育施設は、利用者支援事業者等、教育・保育施設若しくは地域型保育を行う者等又はその職員から、小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

（苦情解決）

第30条 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する支給認定子ども又は支給認定保護者その他の当該支給認定子どもの家族（以下この条において「支給認定子ども等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 特定教育・保育施設は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する支給認定子ども等からの苦情に関して本市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

4 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関し、法第十四条第一項の規定により本市が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該本市の職員からの質問若しくは特定教育・保育施設の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び支給認定子ども等からの苦情に関して本市が行う調査に協力するとともに、本市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

5 特定教育・保育施設は、本市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を本市に報告しなければならない。

（地域との連携等）

第31条 特定教育・保育施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

（事故発生の防止及び発生時の対応）

第32条 特定教育・保育施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

一 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。

二 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。

三 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。

2 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに本市、当該支給認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

3 特定教育・保育施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなけれ

ばならない。

4 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第33条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録の整備)

第34条 特定教育・保育施設は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から五年間保存しなければならない。

一 第15条第一項各号に定めるものに基づく特定教育・保育の提供に当たっての計画

二 第12条第一項に規定する提供した特定教育・保育に係る必要な事項の提供の記録

三 第19条に規定する本市への通知に係る記録

四 第30条第二項に規定する苦情の内容等の記録

五 第32条項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第三節 特例施設型給付費に関する基準

(特別利用保育の基準)

第35条 特定教育・保育施設（保育所に限る。この条において同じ。）が法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第三十四条第一項第三号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの数及び法第十九条第一項第二号に掲げる利用中の子どもの総数が、第四条第二項第三項の規定により定められた法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が、第一項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を含むものとして、本章（第六条第三項及び第七条第二項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第六条第二項中「特定教育・保育施設（幼稚園又は認定こども園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」とあるのは「法第十九条第一項第一号又は第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」と、「法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とする。

(特別利用教育の基準)

第36条 特定教育・保育施設（幼稚園に限る。次項において同じ。）が法第十九条第一項第二号

に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第三十四条第一項第二号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの数及び法第十九条第一項第一号に掲げる利用中の子どもの総数が、第四条第二項第二号の規定により定められた法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が、第一項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を含むものとして、本章（第六条第三項及び第七条第二項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第六条第二項中「利用の申込みに係る法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、第一三条第四項第三号中「除き、同項第二号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。」とあるのは「除く。」とする。

第3章 特定地域型保育事業者の運営に関する基準

第一節 利用定員に関する基準

（利用定員）

第37条 特定地域型保育事業のうち、家庭的保育事業にあつては、その利用定員（法第二十九条第一項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数を一人以上五人以下、小規模保育事業A型（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成二十六年厚生労働省令第号）第〇条に規定する小規模保育事業A型をいう。）及び小規模保育事業B型（同省令第〇条に規定する小規模保育事業B型をいう。）にあつては、その利用定員の数を六人以上十九人以下、小規模保育事業C型（同省令第〇条に規定する小規模保育事業C型をいう。）にあつては、その利用定員の数を六人以上十人以下、居宅訪問型保育事業にあつては、その利用定員の数を一人とする。

2 特定地域型保育事業者は、地域型保育の種類及び当該地域型保育の種類に係る地域型保育事業を行う事業所ごとに、法第十九条第一号第三号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員（事業所内保育の事業を行う事業所にあつては、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育の事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども（当該事業所内保育の事業が、事業主団体に係るものにあつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等（児童福祉法第六条の三第十二項第一号ハに規定する共済組合等をいう。）に係るものにあつては共済組合等の構成員（同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。）の監護する小学校就学前子どもとする。）及びその他の小学校就学前子どもごとに定める法第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。）を、満一歳に満たない小学校就学前子どもと満一歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。

第二節 運営に関する基準

（内容及び手続の説明及び同意）

第38条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用

申込者に対し、第四六条に規定する運営規程の概要、第四二条に規定する連携施設の種類、名称、連携協力の概要、職員の勤務体制、利用者負担その他の利用申込者の保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 第五条第二項から第六項までの規定は、前項の規定による文書の交付について準用する。

(正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第39条 特定地域型保育事業者は、支給認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、当該特定地域型保育事業者の法第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第二十条第四項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる支給認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

3 前項の特定地域型保育事業者は、前項の選考方法をあらかじめ支給認定保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。

4 特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る児童に対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

第40条 特定地域型保育事業者は、当該特定地域型保育事業の利用について法第四十二条第一項の規定により本市が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

2 特定地域型保育事業者は、法第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第二十四条第三項(附則第七十三条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により本市が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(心身の状況等の把握)

第41条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。

(特定教育・保育施設等との連携)

第42条 特定地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業を行う者を除く。この項において同じ。)は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び、必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う特定教育・保育施設(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であって、連携施設の確保が著しく困難であると本市が認めるものにおいて特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。

一 特定地域型保育の提供を受けている支給認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。

二 必要に応じて、代替保育（特定地域型保育事業所の職員の病気、休暇等により特定地域型保育を提供することができない場合に、当該特定地域型保育事業者に代わって提供する特定教育・保育をいう。）を提供すること。

三 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた支給認定子ども（事業所内保育事業を利用する支給認定子どもにあつては、第三七条第二項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該支給認定子どもに係る支給認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて特定教育・保育を提供すること。

2 居宅訪問型保育事業を行う者は、**家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第号）第〇条第一号**に規定する乳幼児に対する保育を行う場合にあつては、前項本文の規定にかかわらず、当該乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所支援施設（児童福祉法第四十二条に規定する障害児入所施設をいう。）その他の本市の指定する施設（以下この項において「居宅訪問型保育連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であつて、居宅訪問型保育連携施設の確保が著しく困難であると本市が認めるものにおいて居宅訪問型保育を行う居宅訪問型保育事業者については、この限りでない。

3 事業所内保育事業を行う者であつて、第三七条第二項の規定により定める利用定員が二十人以上のものについては、第一項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、第一項第一号及び第二号に係る連携協力を求めることを要しない。

4 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の終了に際しては、支給認定子どもについて、連携施設又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、支給認定子どもに係る情報の提供その他連携施設、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を実施する者等との密接な連携に努めなければならない。

（利用者負担額等の受領）

第43条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育（特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。以下この条及び第五〇条において準用する第一四条において同じ。）を提供した際は、支給認定保護者から当該特定地域型保育に係る利用者負担額（法第二十九条第三項第二号に掲げる額（当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあつては法第三十条第二項第二号に規定する本市が定める額とし、特定利用地域型保育を提供する場合にあつては法第三十条第二項第三号に規定する本市が定める額とする。）をいう。第三項において同じ。）の支払を受けるものとする。

2 特定地域型保育事業者は、法定代理受領を受けないときは、支給認定保護者から、当該特定地域型保育に係る特定地域型保育費用基準額（法第二十九条第三項第一号に掲げる額（その額が現に当該特定地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定地域型保育に要した費用の額）をいい、当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあつては法第三十条第二項第二号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額）を、特定利用地域型保育を提供する場合にあつては法第三十条第二項第三号に規定する内閣総理大

臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特定利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定利用地域型保育に要した費用の額）をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。

3 特定地域型保育事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育の提供に当たって、当該特定地域型保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定地域型保育に要する費用として見込まれるものの額と特定地域型保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払いを支給認定保護者から受けることができる。

4 特定地域型保育事業者は、前三項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の額の支払を支給認定保護者から受けることができる。

一 日用品、文房具その他の特定教育・保育に必要な物品

二 特定地域型保育等に係る行事への参加に要する費用

三 特定地域型保育事業を行う事業所に通う際に提供される便宜に要する費用

四 前三号に掲げるもののほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定地域型保育事業の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、支給認定保護者に負担させることが適当と認められるもの

5 特定地域型保育事業者は、前四項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給認定保護者に対し交付しなければならない。

6 特定地域型保育事業者は、第三項及び第四項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに支給認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第四項の規定による金銭の支払については、文書によることを要しない。

（特定地域型保育の取扱方針）

第44条 特定地域型保育事業者は、児童福祉施設及び運営に関する基準第三十五条の規定に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。

（特定地域型保育に関する評価等）

第45条 特定地域型保育事業者は、自らその提供する特定地域型保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

2 特定地域型保育事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

（運営規程）

第46条 特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（第四六条において準用する第二四条において「運営規程」という。）を定めておかななければならない。

一 事業の目的及び運営の方針

二 提供する特定地域型保育の内容

三 職員の職種、員数及び職務の内容

- 四 特定地域型保育の提供を行う日及び時間、提供を行わない日
- 五 支給認定保護者から受領する利用者負担その他の費用の種類、理由及びその額
- 六 利用定員
- 七 特定地域型保育事業の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項（第三九条第二項に規定する選考方法を含む。）
- 八 緊急時等における対応方法
- 九 非常災害対策
- 十 虐待の防止のための措置に関する事項
- 十一 その他特定地域型保育事業の運営に関する重要事項

（勤務体制の確保等）

第47条 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対し、適切な特定地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 特定教育・保育施設は、特定地域型保育事業所ごとに、当該特定地域型保育事業所の職員によって特定教育・保育を提供しなければならない。ただし、支給認定子どもに対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 特定地域型保育事業者は、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

（定員の遵守）

第48条 特定地域型保育事業者は、利用定員の定員を超えて特定地域型保育の提供を行ってはならない。ただし、年度中における特定地域型保育に対する需要の増大への対応、法第三十四条第五項に規定する便宜の提供への対応、児童福祉法第二十四条第六項に規定する措置への対応、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

（記録の整備）

第49条 特定地域型保育事業者は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 特定地域型保育事業者は、支給認定子どもに対する特定地域型保育の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から五年間保存しなければならない。

一 第四四条に定めるものに基づく特定地域型保育の提供に当たっての計画

二 次条において準用する第一二条第一項に規定する提供した特定地域型保育に係る必要な事項の提供の記録

三 次条において準用する第一九条に規定する本市への通知に係る記録

四 次条において準用する第三〇条第二項に規定する苦情の内容等の記録

五 次条において準用する第三二条第三項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

（準用）

第50条 第八条から第一四条まで（第一二条及び第一三条を除く。）、第一七条から第一九条まで及び第二〇条から第三三条までの規定は、特定地域型保育事業について準用する。この場合において、第一四条第一項中「施設型給付費（法第二十八条第一項の規定による特例施設型給付費を

含む。この項において同じ。）」とあるのは「地域型保育給付費（法第三十条第一項の規定による特例地域型保育給付費を含む。この項において同じ。）」と読み替えるものとする。

第三節 特例地域型保育給付費に関する基準

（特別利用地域型保育の基準）

第51条 特定地域型保育事業者が法第十九条第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第四十六条第一項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第十九条第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの数及び法第十九条第一項第三号に掲げる利用中の子ども（次条第一項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては当該特定利用地域型保育の対象となる法第十九条第一項第二号に掲げる利用中の子どもを含む。）の総数が、第三十七条第二項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第一項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を含むものとして、本章（第三十九条第二項及び第四〇条第二項を除く。）の規定を適用する。

（特定利用地域型保育の基準）

第52条 特定地域型保育事業者が法第十九条第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第四十六条第一項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第十九条第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの数及び法第十九条第一項第三号に掲げる利用中の子ども（前条第一項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては当該特別利用地域型保育の対象となる法第十九条第一項第一号に掲げる利用中の子どもを含む。）の総数が、第三十七条第二項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第一項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を含むものとして、本章の規定を適用する。

附則

（施行期日）

第1条 この府令は、子ども・子育て支援法の施行の日から施行する。

（特定保育所に関する特例）

第2条 特定保育所（法附則第六条第一項に規定する特定保育所をいう。以下同じ。）が特定教育・保育を提供する場合にあっては、当分の間、第一三条第一項中「（法第二十七条第三項第二号に掲げる額（特定教育・保育施設が）」とあるのは「（当該特定教育・保育施設が」と、「定める額とする。）をいう。）」とあるのは「定める額をいう。）」と、同条第二項中「（法第二十七条第三項第一号に規

定する額」とあるのは「(法附則第六条第三項の規定により読み替えられた法第二十八条第二項第一号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第三項中「支払を」とあるのは「支払を、本市の同意を得て、」と、第十九条中「施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたとき」とあるのは「法附則第六条第一項の規定による委託費の支払いの対象となる特定教育・保育の提供を受け、又は受けようとしたとき」とし、第六条及び第七条の規定は適用しない。

2 特定保育所は、本市から児童福祉法第二十四条第一項の規定に基づく保育所における保育を行うことの委託を受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。

(施設型給付費等に関する経過措置)

第3条 特定教育・保育施設が法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対して特定教育・保育又は特別利用保育を提供する場合には、当分の間、第一三条第一項中「法第二十七条第二項第二号に掲げる額」とあるのは「法附則第九条第一項第一号イに規定する本市が定める額」と、「法第二十八条第二号に規定する本市が定める額」とあるのは「法附則第九条第一項第二号ロ(1)に規定する本市が定める額」と、同条第二項中「法第二十七条第三項第一号に規定する額(その額が現に当該特定教育・保育に要した費用を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額)」とあるのは「法附則第九条第一項第一号イに規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額(その額が現に当該特定教育・保育に要した費用を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額)及び同号ロに規定する本市が定める額」と、「法第二十八条第二項第三号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額(その額が現に当該特別利用教育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用教育に要した費用の額)」とあるのは「法附則第九条第一項第二号ロ(1)に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額(その額が現に当該特別利用教育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用教育に要した費用の額)及び同ロ(2)に規定する本市が定める額」とする。

2 特定地域型保育事業者が法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対して特別利用地域型保育を提供する場合には、第四三条第一項中「法第三十条第二項第二号に規定する本市が定める額」とあるのは「法附則第九条第一項第三号イ(1)に規定する本市が定める額」と、同条第二項中「法第三十条第二項第二号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額)」とあるのは「法附則第九条第一項第三号イ(1)に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額(その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額)及び同イ(2)に規定する本市が定める額」とする。

(利用定員に関する経過措置)

第4条 小規模保育事業C型にあつては、この省令の施行の日から起算して五年を経過する日までの間、第三七条第一項中「六人以上十人以下」とあるのは「六人以上十五人以下」とする。

(連携施設に関する経過措置)

第5条 特定地域型保育事業者は、連携施設の確保が著しく困難であつて、法第五十九条第四号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると本市が認める場合は、第四二条第一項本文の規定にかかわらず、この省令の施行の日から起算して五年を経過する日までの

間、連携施設を確保しないことができる。